

第十三回国会 衆議院 法務委員会 公聴会 議録 第二二号

昭和二十七年五月二日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 鍛冶 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 山口 好一君 理事 中村 又一君

理事 押谷 富三君 理事 角田 幸吉君

北川 定務君 花村 四郎君

眞鍋 勝君 大西 正男君

前田 種男君 風早 八十二君

田中 堯平君 世耕 弘一君

佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

労働大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

刑政長官 清原 邦一君

検事(特別) 吉河 光貞君

検事(特別) 関 之君

出席公述人

日本化学工業 原 安三郎君

日本化学工業 平野義太郎君

日本化学工業 山根貞治郎君

評論家 真杉 静枝君

東京大学教授 鶴岡 信成君

日本文芸家 石川 達三君

協理理事長 長野 国助君

弁護士会連合会長 菊川 忠雄君

日本労働組合 全日本産業別労働組合協議会 吉田 資治君

委員外の出席者

参考人(警視總監) 田中 栄一君

専門員 村 教三君  
専門員 小木 貞一君

本日の公聴会で意見を聞いた事件  
破壊活動防止法案、公安調査庁設置  
法案及び公安審査委員会設置法案に  
ついて

検察行政及び国内治安に関する件

○佐瀬委員長 これより法務委員会公  
聴会を開催いたします。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置  
法案、公安審査委員会設置法案、以上  
三案について公述人各位より御意見を  
承ることにいたします。

開会にあたり委員長として公述人各  
位に一言ごあいさつを申し上げます。

これら三法案は去る四月十七日、本院  
に提出、同日本委員会に付託され、爾  
来本委員会において慎重審議を重ねて  
いるのであります。これら三法案は、  
平和条約の効力の発生後の事態にかん  
がみまして、暴力主義的破壊活動によ  
る危険を防止して、公共の安全の確保  
に寄与する目的を持つものでありま  
す。団体の活動として暴力主義的破壊  
活動を行つた団体に対する必要な規制  
措置を定めるとともに、かかる破壊活  
動に関する刑罰規定を補正せんとする  
ものであります。暴力主義的破壊活動  
の意義、またこれら三案に現れた諸規  
定、思想、信教、集会、結社、表現  
及び学問の自由並びに勤労者が団結  
し、団体行動をする権利、その他日本  
国憲法の保障する国民の自由と権利と  
の調整等につきまして、各方面より種

種見解が表明されつつあるのでありま  
して、わが国の今後の治安対策上から  
見まして、きわめて重要な法案であ  
ることはいうまでもありません。本委  
員会は党派を超えて、あらゆる角度  
から慎重審議を尽くし、国民の負託にこ  
たえたいと考える次第であります。よ  
つてこの際広く各界人士の御意見を承  
り、もつて本委員会の審査に資するた  
めここに公聴会を開会し、各位の御出  
席を願つた次第であります。各位は各  
界における専門的権威者でありますか  
ら、それらの立場から国家国民のた  
めに蘊蓄を傾けて、簡明率直にその専  
門的御意見を述べていただきたいので  
あります。

次に、議事の進め方について念のた  
め申し上げます。公述人各位の御発言  
は発言台でお願いいたし、御意見陳述  
の前に、まず御身分または職業とお名  
前を御紹介願います。御意見の陳述は  
おおむね十五分以内におまとめを願  
います。公述人の発言の順序は、支障の  
ない限り名簿の順序によることといた  
します。

なお、衆議院規則の定めるところに  
よりまして、発言の際は一々委員長の  
許可を得ることになっており、発言の  
内容は、意見を聞くこととする案件の範  
囲を越えてはならないことになってお  
ります。また委員は、公述人に質疑を  
することができ、公述人は、委員  
員に対して質疑することができません  
から、この点もあわせてお含みお願  
います。公述人の御意見に対する委員

の質疑は、公述人全部の発言が終つた  
後に、通告によりましてお許しをいた  
します。

○前田(種)委員 議事進行につい  
て……公述人の発言の前に、私は委  
員長に希望を申し上げます。それは明  
日から三日休みも続きますが、昨日の  
メーデーの騒擾事件は、まことにわが  
国として遺憾なできごとであるわけ  
です。これの真相は、新聞を通じて国民  
は知っておりますが、正式に国会を通  
じて、このできた内容、あるいはそれ  
に対する政府の対策、所信等を明らか  
にすべきものであると思ひます。これ  
は時間待つべきものではありません  
から、委員長は至急に政府と連絡をさ  
れまして、できれば午前中会議の終  
るまでに、間に合ふなければ午後の傍  
頭に法務総裁、労働大臣あるいは警視  
總監、それらの責任者を通じて本委員  
会に報告されんことを強く要望して  
おきます。

○佐瀬委員長 ただいまの前田種男君  
の議事進行に関する発言につきまして  
は、本委員長においてしかるべく措置  
いたす考えであります。

ではこれより公述人の御意見の陳述  
を願うことにいたします。原安三郎  
君。――原安三郎君には、経営者の立  
場から御意見を聞かれたのであり  
ます。その際経団連の破壊活動防止法  
案に対する声明をもあわせて御説明を  
煩わしいと思ひます。

○原公述人 今、委員長から御要求が  
ありました経団連の声明の内容は、よ

く心得ておりませんから、その説明は  
できませんが、精神だけ私が申し上げ  
るものと沿うておるといふことに御承  
知を願つて、あらためて御説明はいた  
しませんから、そういうことに願いま  
す。

私の公述人としての立場は、日本化  
学工業協会会長となつております。十  
五分で蘊蓄を傾けることはちよつとで  
きません。しかも三つの法案について  
意見を述べることはたいへんでありま  
すから、自然十五分に束縛されるとい  
うことを御承知願ひたい。

大体こういう法案が講和条約発効後  
できないことを祈りましたわけですが、  
どうも最近の模様では、講和条約  
の発効とこの法律の出るまでの間が、  
何となくブランクである。期間が長け  
れば長いほど不安を抱くような状態  
が――不幸にも昨日悪い裏づけをされ  
たというようなことを悲しむものであ  
ります。

まずこの法案のことは、個人的な刑  
事犯罪は、全部刑法によつてすでに規  
制され、また罰せられることに相なつ  
ておりますが、団体関係の暴力行動と  
いうものは、日本の戦争前には、大体  
において全部刑法で規制されておつた  
わけなんです。特に終戦後に至つてこ  
ういう形のものに進駐軍が政令を出  
し、またモロシダムを出した。いろ  
いろなものが日本の現段階に合うよう  
に改正、補整、廃止されておるとき  
に、この法律をやはり置かなければな  
らぬ、こういうことを悲しむのであり

見を出しているはずでございます。

結論を先に申し上げましたが、ただ問題は、法律はいかに完全に制定され、まして、この運用を誤りますと、れがかえつて逆効果を来すということがあるのです。これがみなこの法律の制定に対して、不安を持つておる面からの意見であろうかと考えます。であ

りますから、この法律を取扱う方が、どうか有能な、そして意識、遠眼の士がやつていただくように、この法律によつて規制される影響が重かつ大であつて、国民生活または社会福祉に影響を及ぼすような団体的な暴力行為を規制すると申しますが、その間に使職、扇動の問題も制限の範囲が及んでおりますから、その取扱いを誤りますと、いわゆる言論の圧迫などということをは言われるおそれがございします。問題はそこにあります。いかなる法律でも、同じようなことが言われるわけですが、ことにこの法律は、ある点は非常にここまかく規定されておりますけれども、ある部分は、この法律を取扱う者の自由裁量で幅広く決定のできるような面がございますから、そういう面において、いい人を選んでもらうという考え方を、政府当局者に意を用いてもらわなければ、この法律をして死法にせしめるおそれがある。あるいはこの法律そのものが暴力法律になるというおそれるなきにしもあらずと考えます。概括的にそれを申し上げました。

が、法律について私は申し上げておきたいと思います。

第一章から第六章までありますが、主として第一章から第三章までが重要なことであります。このうち第一条の法律の目的、これは当然これで行くはならぬので、団体活動で暴力的な破壊が行われるということが結論でありますから、この団体を規制するということは当然でありまして、この条件は必要だけでも、しかも刑罰の規定の補整をするということも、この意味で盛り込んでおかなければならぬ、こう考えられます。

その次の第二条は、規制の基準になつております。規制の方は一応こういう線だといふことが、はつきりしておりますが、この規制をするための調査、この調査が相当むずかしい。ただいま申し上げました運営いかんによつては、非常な逆効果があるのではないかと、こういうことをおそれます。その点がかこに起つて来るのではないかと、かよう考えますわけで。しかも、ことさらにはつきりと、団体行動の中でも、勤労者の団結に対してそれにいろいろな制限を加えたりするのではないといふことが、第二条の一項にうたわれており、第二項にもまた労働組合その他の団体の正当な活動を制限することとはしない、介入することとはしないといふことを、これまたはつきりさせておる。いわゆるようやく差違をしかけた正常な、正当な差違を遂げつつある労働組合に対しては、かくのごとき破壊行動がなければ、その仕事を妨げるものでないといふことが、第二条の至るところにうたわれておりますことは、けつこうだと思ふのです。ただししか

し、その中に「思想、宗教、集会、結社、表現及び学問の自由」——この程度のことはわかります。この表現は憲法の中にも使われておるのですが、これが非常に意味が広くて、この内容の取扱いが、実行上なか／＼めんどうでなからうかと考えます。憲法は、ある面から言うとき憲法でございしますから、字句のごときは、日本の実情に適しないものを非常に広い範囲で取入れておりますから、こういう面における取扱いなどは、相当御研究願わなければ、さつき申し上げましたような心配が起るのではないかと考えます。

それから定義の方でございます。この定義が全体を束縛いたしますから大きな問題であります。この定義の第三條第一項の第一号のイの条項は、内乱の予備、陰謀、幫助の問題をうたつております。これは個人活動に対する刑罰規定であります。そして、

刑法的の規定であり、それは、それらに  
体及ぶというのだから、当然かく  
のごとき重要な問題を提示しなければ  
ならないと思います。問題は第三条第  
一項第一号の口です。このうちにあり  
ます「文書若しくは図画を印刷し」――  
この問題です。これは憲法第二十一条  
違反で、言論の自由を妨げているので  
はないかという感じを抱かせます。し  
かしながら、この口にうたわれており  
ますことは、前項に連関しております  
から、その範囲内ということであり  
ますれば、これはまた憲法の第十二  
条、第十三条の公共の福祉に反する行  
動に出る場合は、これは広いわけで押  
えられてありますから、その意味から  
これは許されるわけですが、ただここ  
に問題になりますのは、これは非常に

こまかく規定されておつて、そのこまかく規定されておるうちの未項に「さかいます」「若しくは」以下の「頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」——これはむづかしいことで、判定に困るのではないかと思ひます。かくのごときことが、いろいろ実行上において摩擦を起す、なぐり合いを始めなくていいものがなぐり合いをいたすといふことにまで及ぶおそれがありますから、この点について、必要であれば、ここを何とかわかりやすいように、またわかりやすくできないでしょうか。ばむしろ齟らないと、何でもなし字句

に稿根が存在していることを考えるわけであります。もう一つは日本の今までの法律の取扱い者の習慣が、文字になつてゐる、法文になつてゐると、ひどくこれにこだわるおそれがありますから、こういう点について意を用いていただくことを切望いたします。

また第三条第一項の第二号に属する、これの全体については、やはり「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため」云々、これはよろしいが、これに対して左の行動が起つてはいかぬというこの行動の列挙は、騷擾あり、また現住建造物の放火があり、その他全部公の治安に影響のあることでありますから、これも定義のうちに入れて当然ではないか、こう思います。これをずつと拝見いたしますと、リの項に至つて問題があるわけです。これは「凶器又は毒劇物を携え、多衆共同して」と、こうあるのですが、この「多衆共同して」という意味が、どうも私にははつきりしない。団体規制関係でありますから、団体ということは考えられます。

けれども、この行動をとるときには、個人でやる場合もあると思います。でありますから、その背後関係が団体に帰属しておれば問題になります。また個人であれば一応刑法に触れるわけなのですが、この間における取扱いを実行上よくやつていただかないと、不明に属するような気がいたすわけです。

それから第二項であります。この第二項の問題は、主として字句にこだわつております。これももちろん必要なことでありますが、その必要な前提としたしまして、ここにどういう考えでお書きになったかわかりませんが「この法律で『団体』とは、特定の共同目的を達成する」云々ということが書いてあります。この「達成する」という言葉は、むしろ少し拡張解釈になりますが、達成ということを判断することがむずかしいのではないかと考えますので、もしこの規定を置くとするれば、「有する」という方がよいのではないかと。もう一つは、その次にすぐ現われております「継続的結合体」という「継続的」の定義などに、やはりむずかしい問題が纏綿しておるのではないかと、かように考えるわけです。

第三条を終りまして第二章、破壊的団体の規制の問題で、団体活動の制限です。これはいよいよ実行上の問題に入つて参りますが——ここに非常に遠慮深い規定になっておりますが、この規定に遠慮深く、またこまかくなつておるだけに、判断がむずかしいわけですね。「明らかなおそれがあると認めるに足る十分な理由」云々ということになっております。しかもここに掲げてあります「左に掲げる処分」——この処分方法については、一々あげられて

おりますが、これはいわゆる第一項第一号の「当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合において、六月」云々という問題、それから第二号に規定されておる問題、ただここに現われておりますのはやはり最後に「機関誌紙を綴じて印刷し、頒布し、又は頒布する目的をもつて所持することを禁止すること」というこの「目的」を探究することがむづかしいのではないか、かように考えます。それから第三号はけつこうです。

第二項に移りますが、この第二項が、ちよつとわれ／＼にわかりにくくなつております。しかしこれは「何人も、当該団体の役員又は構成員」云々ということで、非常に広い範囲で、この処分効力が生じた後のことについて、訴訟行為以外のものをやつては相ならぬということがきめられております。第二項の方は、やはりその前の第二号の方に入れてもいいかと思ひますけれども、これはただ法文の配列で、法文作成上の技術に譲りますからけつこうです。

第五号は、名義のいかんにかかわらず同じ行動をしては相ならぬということがきめられておるようです。

その次に起つて来る問題は解散問題——これはなるほど重要な条項でありまして、ことによると、とりきめの条項中では、これが一番むづかしい問題であらう、こういうふうな考へるわけですから。そこでこの点ではやはり第六号第一項第一号の内乱関係に対する行動を行つた団体及び前の第三号第一項を援用しておる規定でございますが、ただその次に第三号の規定の「第四号

第一項の処分を受け、さらに暴力主義的破壊活動を行つた団体——これはせつ／＼く処分行為をやつたことを繰返すということについての規定でございますから、当然なくてはならぬと思ひます。それからその後に来る問題は、今度はこういう行為の効果を上げようという規定でありますから、これについて著しい意見はございせん。

第三章の方は、規制の手続になつておりますが、この規制の手続の点では、むしろ私は、これが官報公示のごとき、または傍聴を許してその審理に当らしむるがごとく、相当広い意味で公平にやつて行こうということ、それからまた、一応決定されたものでも、取消する場合に決定の実効を生ぜしめないという規定などを散見いたしますと、大体においてそれ以後は相当公平につくられてゐるのではないかと思ひます。

ただここで第二十四条の第二項の「前項の決定に対しては、行政事件訴訟特例法の定めるところにより、裁判所にその取消又は変更を求める訴を提起して、その処分の執行の停止、これは民事などではあることでありまして、けれども、こういう種類の団体の急迫を要するときに、執行を停止し、延ばすことはどうであらうか。その次に来る第三項の規定では、大急ぎで裁判を決定する、受理した日から百日以内にその裁判をするということになつておりますけれども、これを停止することはいかにかと思ひます。しかしながら、初めの判定が非常に悪ければ、これもまた大勢の団体に迷惑をかけるということにも相なるけれども、ここらで、いい調査官というものを置いて、それが調

べて結論を出すということにしなければならぬという、相かわらずの人の問題になるわけでありまして。その点につきましても、調査官の任命ということが非常にむづかしいことで、これはやはり人物の問題、その人の人格識見の問題が起つて来ようと思ひます。その他いろいろ証拠書類の問題などがありますが、これはあまりこまかい問題です。それから、それには触れせん。

その次は、本法に連関する公安調査庁の問題、これはこの法律の実行のためにはやむを得ないと思ひます。また公安審査委員会を設ける問題、これについても意見がございします。公安調査庁といふものは特審局にかわるものだと伺ひましたが、これに対する人材の集め方について、またこれに対する給与の問題について、相当いい人を得るということのために、給与などの点において豊富な予算がとられなければ、この希望する形の実行が見られないのではないかと存じます。しかして少数精鋭主義でやつていただくことが必要でないかと思ひます。

ところが、審査委員会の方でございします。この審査委員会は、国会の承認を得て人選をいたしますから、これも識見のある各界の有力者が得られるというところは約束せられておりますけれども、この委員会の委員にいかにか有能な人が現われても、これに調査機関がないのです。調査機関は、やはり公安調査庁の調査官の調べたところによつてこれを判決するということよりしかたがないのですが、これが再審をするため、あるいは丁寧な横から二審的なチェックをするという意味から、これに調査機関を設けなければならぬのではないかと思ひます。そうでなければ、公安審査委員会というものは、まったく調査庁の調査官の調べたものをそのままのみにせざるを得ない。かりにその委員に、私が今希望したような眼光紙背に徹する——紙背ばかりでなく、眼光紙背に徹する——ような英才を集め得られなくても、この人たちの勘のみではわかりません。こういう重要な問題の調査資料が、全部公安調査庁の調査官の手から出たものを見るよりいたし方がない。これは少しも審査委員会ではないかというのを切に感じます。すなわち公平性を保たしめるためには、二審的存在であるこの委員会には、独立性を保つて、そして調査機関も独立性を保ち、調査庁の調べたものの欠点をあげるということにしたいと思ふのです。この仕事のフアンクシヨンを大づかみに申し上げると、結局この規制に関する調査を主とし、そして処分に対する申請をするということが調査庁の役目であり、そして審査委員会の方は、その申請によつてこれを審査して決定する。ここが一番大切な役目を持つておる。その方に手足がないということは、はなはだおもしろくないというふうな考えです。

大体こういう法律でありますから、そうこまかいことは申し上げませんが、ここでもう一ぺん結論的に申し上げたいのは、どうしても早くこの法律の制定を急いでおるというところは、先月の二十八日から、いよ／＼進駐軍の時代に作り直した法令、政令というものも効力を失つております。この法律の効力が一日も早く現われませんと、何となく国民は不安を感じる。何となくでなく、実際にその間の

プランクはおおいきれないものがある。そのすき間に、団体行動の悪い暴力的な行為が行われるのではないかとおそれるわけでありまして。私が考えますのは、これは共産主義団体の行動のためにできた法律ではありせんから、私はそういう考え方は絶対に持ちません。世間に伝えられておるようには日本にはいろいろな団体が将来予想し得られるわけでありまして。極右もまた現われるでありまして。極右でない右翼団体も現われて来まして。また今の左翼の行動は、現に一応動いておりますが——一応どころではない、はげしくある面では動いております。こういう団体に関するあらゆることについての法制であつて、私は日本の国のうちにもほんとうの平和が参りまして——国際的影響を受けて国内に騒擾を起しているがごときは、最も悲しむべきことでもあります。国内だけでもそういうことのない、いい状態に早く帰つて、この法律の廃止の一日も早くからんことを希望いたしますが、現在この場合においては、ぜひこの法律の制定を急いでいただくことを希望したい、かように考えます。

私の話はこれで終ります。

○佐瀬委員長 次は平野義太郎君にお願いいたします。平野義太郎君からは、学者として本破壊活動防止法案に対する御意見を述べていたきたいと思ひます。特に外国との比較立法例について御調査があれば、あわせて御説明と御意見を賜りたいと思ひます。

○平野公進人 平野義太郎、日本学術会議会員、中国研究所所長であります。過ぐる四月二十三日、日本学術会議でこの破壊法に関する決議をいたし

ましたから、冒頭に御紹介申し上げました。「われ」は、現在国会に提案されている破壊活動防止法案が、学問思想の自由を圧迫するおそれがあることを深く憂慮し、今後の成行きについて重大な関心を寄せるものである。」というの決議になりました第一でありました。同時に、学問、思想の自由の保障について法務総裁に申し入れた点も、関連がありますので、最後の結論のところだけ読み上げさせていただきます。「警察官において、いやしくも日本国憲法の精神を無視し、警察権行使の正当な範囲を逸脱して、学問及び思想の自由を侵し、あるいは脅かすことのないよう、十分に御配慮くださることを希望します。」というのであります。以下申し上げることは、私が別に学術会議の会員として、あるいはこの決議などを説明したのではなく、まったく個人の資格で申し上げることを御了承願います。

今委員長からお話のありました通りで、私は法律時報の一月号に、アメリカのスマス法、マツカラン法、国内安全保障法、あるいは一番判例の基本になつておる一九一九年のホームズ判事の「明白にしてかつ差迫る危険」——クリアー・アンド・プレゼント・デンジャー、この場合においてのみ言論、集会、思想その他の基本的人権を制限し得るという判例が、アメリカで立てられておるものでありますけれども、これらのケース自体がみな防諜法——クリミナル・エスピオネージ・アクト、あるいは陸軍における不服従を宣伝し、あるいはまた暴兵を妨げたというような戦時に関するものの判例でありまして、この点は、特にアメリカの判例を

抽象的に見るのではなくて、そのケースケースを見て行く必要があるということとをまず第一点として申し上げておきたいと思ひます。

それからダグラス判事あるいはブラツク判事は——現在も最高法院の判事でありまして、その意見を申し上げて紹介しておるものであります。その場合におきまして「おおよそ立法者がいかにうに立法にあつたて説明し、これを目標にいたしまして」というブラツク判事は言つておられます。「一つの政治的団体を目につくられた法律は、その最初にはどのように合理的なものであれ、統制の範囲を越えて、憎悪と偏見を急速に生むことは、幾世紀の経験が証明する一つの悪しきグループに科せられた制限は静止的であるのはきわめてまれである。」あるいは「思想の自由を束縛する性質を持つ法律は、そのつくられたときの目的のために使用されることはめつたにあり得ない」ということがブラツク判事や、あるいはここに引いておられます。アメリカの判例を論じている法律時報の新年号にありますが、これは直接に見ていただきたいと思ひます。

要するにアメリカや日本は法律万能思想の非常に強いところでありまして、進化論も、なお法律によつて妨げられるという思想のある国があるのであります。その場合におきまして、その法律がつくらなければならないという政治的、社会的、経済的な諸条件を抜きにして、権力、法律だけをもちつてその法律の目的を達成することができるといふ幻想あるいは謬想が、この種の治安立法においては最も警戒されなければならぬところでありまして、

何らか言論の抑圧があるところに、またそれに対する反抗も生じて来るもので、その自然の流れを、せきをつくるのではなく、土手をつくつてあふれないうちに、自然のままに流して行くといふところに治安立法の意味があるもので、それに対してせきをつくり、逆流を巻き起し、かえつて大きい荒波をつくつて行くといふことは、最も警戒すべき点である。従ひまして内乱あるいは騒擾を助長しないようにする法律が、かえつて内乱を助長するといふことの反作用もあることを、治安立法に關与する場合においては、考えなければならぬということが、強く感ぜられます。

第三番目には、濫用の事実が常に行われております。これは直接私自身の経験したことでありまして、日本の場合であります。現代中国学会が昨年の十月二十八日に駒込の東洋文庫で開かれました。支那の言語を研究しておられる東大の文学部教授の倉石教授あるいは仁井田教授、この人々がみな中国の言葉の問題などを議論しておりました。その中で「学術の大会であつたのであります。それが集會場を出さなかつたという理由をもつて——駒込署の人がその前に入り込んでおつたのです。が、気がつかないものであります。やがて気がつきましたところ、集會場を出してはいないという理由で、解散の命令を食ひました。学術大会であるといふことで、いろいろ交渉したのでありますが、遂に数十名の警官が東洋文庫を囲んだといふ事実が實際あつたのであります。かつての治安維持法時代にも、やはり警官が共産黨員、あるいはそれとおぼしき同調者の面をおし

たといふことのために、目的遂行罪にかつたといふことで、これを当時扱われた弁護士が雑誌誌上で述べておられる例もあるようなわけで、ちよつと想像できないことが、末端の警察官によつてしばしば行われ得るということが、實際上あるのであります。

第二に、このたびの法案の重要点として氣づいておる点を申し上げたいのであります。最後の罰則の刑事上の犯罪構成要件並びに団体規制の要件と共通して重要であると思ひますのは、ここに暴力主義的といふ言ひがありますけれども、結局は内乱、騒擾その他の刑法上の罪のその教唆、扇動といふこと、あるいは施策を推進し、支持し、またはこれに反対するといふことがあります。これは刑法七十七条であります。その七十七条の「政府ヲ顛覆シ」といふ「政府」といふのは、国家の本組織であつて、当面の政府でないことはよくわかつておるのでありますけれども、今の刑法では、七十七条は「政府ヲ顛覆シ」といふ文字になつておる。「朝憲ヲ紊乱スル」といふ文字はその次に出て参りますが、この刑法の七十七条が、そのまゝ今日の新憲法のもとにおいてもなお存続しておるという条件のもとにおいては、その政府といふものが、やはり朝憲紊乱と相照した当面の特定の政府といふふうに、末端の警察官などがこれをとることの危険が非常に多い点から、すなわち政府に反対する行動、支持あるいは反対するといふそのこと自体が、七十七条からすると教唆、扇動の方にひつかかつて来るという点があるのであります。文書、印刷、図画といふものでも、すべてこれに入り込ませられるという危険が非常に多いといふことは、古い刑法が今日の新憲法のもとでもなお残つておるといふところから来る大きな危険であるといふ点が第一点であります。

第二点は騒擾に關してであります。が、御承知の通り「多衆集合シテ暴行又ハ脅迫」とあるものであります。しかし要件としては、一地方の静謐を害するといふことが、実質的な要件であるわけでありまして、明文上規定がないために、ただ多衆集合して暴行、脅迫といふことから、騒擾といふものに対する教唆、扇動といふことは非常に広く、たとえば労働組合にいたしましても、団体交渉の場合に、ちよつと旗の端でさつてガラスが一枚こわれましても、これが騒擾罪となる危険のあるような騒擾罪の規定なのであります。これにひつかかつて参りますので、ここに労働組合等が非常に恐れを持つておるといふことが言えるのであります。

第三番目は、今も御指摘になつた所特に關することでありまして。箇条でいへば、第三条第一号の口の「その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図面を印刷し、頒布し、公然掲示し、若しくは公然掲示する目的をもつて所持すること」といふ、所持すること自体が暴力活動であり、所持すること自体を教唆するといふことがあり、あるいは印刷するといふことがあれば、そのこと自体がまた暴力活動になつて団体は解散される。そしてまた、それに関する団体の役員が、その罰則で刑罰を受けるという、所持それ自体、持つておるといふことだけで犯

罪になるという事は、いまだかつて刑法の場合にはないわけでありました。この所持というものを具体的に申し上げると、たとえばここにマルクスの書物を持つておつた。それが公然と警察官が判断した場合におきましては、所持自体が暴力活動になり、それを印刷し、あるいはその前に必要な文書と判断いたしますと、暴力活動になりますから、団体が持つておることによつて規制を受け、個人は個人として、団体のほかにもまた関係を持つて来るといふことが、所持といふことに関係がありますので、新聞紙あるいは雑誌編集者、印刷所あるいは学者などが、非常にこの点を重く見ておるといふことを申し上げます。

次には、団体と個人との関係及び団体の分会及び支部との関係であります。この第三条の二項の最後であります。この団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合にこの規制を受けるというので、ある単位組合、またその下の支部、分会において、例を申し上げれば、末端のある組合が今のように騒擾と目せられる場合には、そのことのゆえをもつて、共犯理論でいえば、意思の共同のない組合の幹部の者またその組合そのものが、この暴力活動といふことになつて来て、そして末端の組合活動がただちに、全然意思の共同のない上の方の団体までも規制される、あるいは後の罰則に適用されて来るといふ危険が非常にあります。少くとも、この点はいまだにありまふ。あいまいであるのみならず、そういうふうに適応される危険

が非常にあるという点を、指摘しておきたいと思ひます。そうなりますと、これはいわば徳川時代の五人組のような、今は一万組、二万組のように、下の方のある行為に対しては、意思の共同がなくとも連帯責任を負わなければならぬ。団体の責任を負わなければならぬといふ、結果的共同正犯で、結果がそういうふうになれば、初めから意思が共同であつたかのごとくおられることが、少くともこの法律において出て来るといふことを申し上げたいのであります。

それから、さらに重要なのは、審査に關する第三章の手続でございます。十九條が十一條と相関連しますが、おおよそ審査といふ以上は、やはり当面の当該団体に疎明をさせ、弁明をさせ、意見を徴し、のみならず原告官たる公安調査庁長官と対質して、お互いに相客観的に公平にきめらるべきもので、それが審査委員会であるだろうと思はれます。この法案におきましては、十一條では、公安調査庁長官は、当該団体の事件につき弁明をなすことは許しておられます。前の手続で、審査委員の前に、権力を持つております原告官が呼んで弁明をさせ、かつ十二條では弁護士も選任して疎明、弁明をすることはできますけれども、もうすでに弁明をした以上は、また原告官はそれだけの反対の証拠を集めて、最後の決定をいたすその機会において、は、弁護士もなく、全然本人を呼ばないで——二十條の第四項でございまして、当該団体は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、処分の請求に対する意見書を提出することはできま

すけれども、原告官たる公安調査庁長官と対質の上で、お互いに証拠を出し合つて、そこでともに事実の糾明を客観的に公平にするという機会が、この第二、三、四、五項ではないのであります。ただ意見書を提出して、文書によるだけの審査でございます。その前の手続の場合においては、弁護士もつけ、また本人の疎明、弁明も聞くのであります。それが実際に現場におきましては——弁明を開けば、原告官は必ずその反対の証拠を持つて公安審査委員会に出て来るわけでありまふから、その場合においても、やはり意見を直接にただし、また弁護士も入つて、そうしてのみ、初めて事実の糾明といふものが客観的に公平にでき得べきこと、あたかも前の手続と同様であるべきであるのかかわらず、それがこの規定におきましては、意見書だけを出させて、文書だけの審査に終るといふ点は、非常に実際の動きにおきましては、結局原告官の集めた証拠、あるいは反対証拠といふものだけで、結論が出るということになるのだといふことを、非常におおそくおそれまふ。従ひまして、根本は、おおよそ団体を規制し、あるいは一定の刑罰的効果を生ぜしめるような罰則の前提になる団体規制を、行政権が裁判権から離れまして、ここに規定があるというところから根本の問題があること

は、もうすでに諸家の御指摘になつておる通りであり、東京弁護士会の決議にもありまふ通りでありますから、これ以上言う必要はないと思ひます。それで、私は最後に、非常に残念なことではございませうけれども、今の日本の治安立法の状況が、一九四八年ごろの韓国の治安立法に、きわめて酷似して来ていることとす。それはいろいろ条件はむろん違ひます。違ひますけれども、まず一九四八年、ちょうど韓国が独立しようとする際、韓米軍事協定、韓米経済協定などを結ぶとともに、一方では治安立法を設けました。それが法律の面だけから見ると、きわめて日本の治安立法と酷似してあります。それは国家治安法という名前が今日まで来ておりますが、一九四八年十二月に立法されました。その第一条には、政府を破壊する目的で、結社または集団を構成した者は、首魁は三年以上、実行、扇動、宣伝した者は十年以上、実行、扇動、宣伝した者は十年以上という規定を設けまして、このことが、やはり反政府活動といふものを、民主主義を通じて、一氣に政府を転覆するといふ、先ほど言つたことと相応するような、生のまゝの言葉で第一條がでさう上つておるのであります。それから、それに照応いたしまして、新聞紙法が四九年一月にただちにつくられました。そういうことも今後の日本の場合おそれられるのであります。その新聞紙法の刑罰の対象となる行為は、國憲を紊亂し、國際友誼を阻害し、秩序を亂し、公共の福利と善良な風俗を破壊するおそれがあり、社会の擾亂を誘発する目的で、虚偽の風説を流布することといふような新聞紙法をつくりましたような状況と、今日の日本の法律と比較して見ますと、非常に酷似してありまして、第二の朝鮮にならぬようにこの点をひどく私どもは心配いたしておるのであります。

最後に、先ほど申しましたアメリカのダグラス判事の言葉として、言論、集会、そのほかの自由の権利は、われわれの心臓にも比すべきものであつて、心臓が弱まれば人体は衰弱して、それがとまれば人間のからだは死にすべしと云ふ、ほんのわずかのやうな心臓でありまふけれども、その自由が弱まれば弱まるだけに、民主国家としてのその国家の心臓がとまつて行くのであり、やがてその民主国家は他の国家形態にかわり、民主国家は死滅するものであるといふことを、アメリカ最高裁のダグラス判事が、今日までも述べたおることを述べまして、治安立法は、決してせきをつくるものでなく、土手をつくつて水を流し、自然に流して行くのが法律の役目であつて、あべこべに逆流させて、逆コースをとらせるやうな、内乱を助長するやうな立法の仕方は賢明でないのみならず、法律そのものの信用から見ても、非常に不当な結果を生ずるといふことを申し上げておきます。

○佐瀬委員長 原安三郎君は、やむを得ない用事で退席を希望してありますから、この際原君に対する委員の質問があれば、少時間に限りまして許したいと思ひます。

○田中(義)委員 原公述人にお尋ねします。あなたは、大体この法案と似たやうな経団連からの声明が出ておるといふことを言われましたが、それはいつごろでありまふようか。

○原公述人 その時ははつきり知りません。それは今経団連からそういう声明が出たのを説明せよといふことが、はつきり自分にわからぬから、経団連の御意思はどうであつたかわからぬといふことを申し上げたのであります。○田中(義)委員 意見書を出したといふことはおつしやいましたね。

○原公述人 それも知りません。声明というものが、何の声明であつたか、ここで初めて伺つたから、それはおれは知らぬぞということを言つたのであります。

○田中(義)委員 それではもう一つ伺いたいのですが、あなたは資本団体の代表として、当然の意見かもしれませんが、私どもの見るところでは、このような法案が、かりに通過し、実施されるといふことになる、まづたぐり往年の治安維持法時代と同じように、これは単に共産党だけではない、あらゆる言論、思想が弾圧され、労働組合はもちろん、今平野公述人から言われたように、民主国家としての心臓はとまつてしまつて、別個の国家になる。ちやうど過去の治安維持法がたどつたように、とう／＼ファシヨ的なものになつて、戦争を遂行し、負けてしまつて、今のやうな悲惨な目にあつて、えらい結果になることを非常におそれておる。この点に關して偽らざる資本家のお気持ちを述べていただきたいと思う。

もう一つつけ加えますが、もう私が言うまでもなく、今国際情勢というものは、日本がどういう将来をたどればよろしいかという問題をめぐつて、大きく転回しておると思ひます。露骨にいうならば、向米一辺倒というやうな政策だけで、日本の経済が安定をし、民生が安定するものとは考えられない。これはおそろく資本家たるあなたも、同意見だろと思ひます。そこでこの法案は、あなたのおつしやつたやうに、白領治下において言論、集会、結社等に対する自由が規制されておつたが、そういうふうな規制が存続する結

果になるのであり、ひいては向米一辺倒的な政治体制、経済体制を日本に確保するための大きな準備になるわけであり、その辺をめぐつて、どういふふうにお考えになりますか。

○原公述人 資本家を代表してというやうな意味でなく申し上げたいのですが、この法律ができたから、今言つたやうなやうな状態を激化して、われわれの経済活動まで逆に實際的に規制されるやうなことが起りはしないかという心配は、これはさつきお話ししたように、この法律の運営いかんにあるのです。この法律は非常に幅の広いやうな、また狭いやうな、私から見ても、實際に運営者の頭がくる。そういう意味から、いい官吏がこれを扱うという前提でなければならぬ。いい官吏というものは、将来日本にないといひえな

い、あると思ふ。日本の治安維持法の時代にこれを扱つた人たちが現在とは、人間が違つてゐる。あなた方も、その新しいゼネレーションで、この日本を受継いだのですが、いつでも悪い人が、取扱いに下手な人が扱うものだといふことで法律をつくるわけには行かない。どんな法律でも悪法になるおそれがありますから、私はこの法律の長くなることは欲しませんが、この運営が完全でなければならぬことは、さつき、るる申し上げたのであります。またこれができたからといつて、すぐ資本陣営に摩擦を起したり、あるいはわれわれが、現在の状態であつて行つておることを喜んでおる労働組合の行動まで規制するやうなやうなことがあれば、この法律の運営が悪かつたのですから、これは鼓を鳴らして、国会ですく改正してもらふ。われ／＼がつく

る法律、われ／＼が決定する法律でありますから、ぜひこれは、実行して、もし期待するやうにその人たちがこれを行うことができなかったら、ぜひともわれ／＼の考えを国会に反映して、この法律の改正なり、あるいは廃止までやつていただいていふと思ふ。法律はわれ／＼がつくつていただくのだから、この点で私は何ら心配を持つておりません。というのは、いつまでも治安維持法のあつた時代のような人たちが、そのまゝおるのではない。教育は認めなければならぬと思ふ。ただ民間だけの進歩ではない。官僚についても、良吏を得るといふことに、皆さんも努力し、われ／＼も努力する。こういうやうな観点で、私はこの法律がすぐ／＼な摩擦を起すとは思ひません。起せば、これを改正あるいは廃止してもいいと思ひます。

○田中(義)委員 運用であつて行くといふ話ですが、運用どころではない。たとへば、あなたは経済活動などに対する制限規定にはならないといふふう

に考へておられるやうであります。現に今、日本の経済、貿易を通じて、これは私があなたに申し上げるのは釈迦に説法になるかも知れませんが、今のやうな貿易状態では、日本の経済はやつて行けないことはわかり切つておる。いづれは大陸筋との貿易に持つて行かなければならぬ。これは資本家諸公も皆希望しておる。ところが、過般のモスクワ経済会議に出席して、何がし大陸筋との貿易の道も開こうではないかという希望を持つておる人に対して、政府はこのやうな法律が出る前に、もはや、りくつにもならぬりくつ

を言つて、旅券法及び憲法の保障する旅行の自由まで剝奪して、旅券を下付しない。また国内におきましても、この経済会議のための準備会などは、陰に陽に弾圧を加へ、遂に日本として、これに正式の参加ができなかつたやうな結果になつております。ところが反面、たつた一週間余りのモスクワ経済会議で、世界の各国は、アメリカも含めて、大きな貿易の取引を協議し、また調印したところもある。たとえば、英国とソ連との間に、一千万ポンドを越えるほどの貿易が調印されたといふお話を聞きます。そのやうな時勢になつておるのに、日本では手も足も出ない。これはおそろく資本家諸公も非常に困つた問題だと思ふ。そこで、こういう法律がないときでさえも、陰に陽にやういふやうに弾圧され

るといふことは、この法律が出てから

んなさい、ます／＼政府にとつて都合の悪いやうな金で対しては、断固として弾圧して来ます。それでもよろしいですか。

○原公述人 ソ連の今度の経済会議において調印された結果を見て、われわれは日本の政府がこれを許さなかつたから手落ちだといふやうには、まだ考へておりません。これが全部実行されて、経済というものは、ある一定の期間を経過せんと、日本の講和発効でも、すぐに日本の貿易が盛んになつて海外に出るやうなことは考えられない。すべてある程度の、ことに日本の規制されておるやうなソ連との取引のごときでも、あるいは商売のごときでも、今度の調印のごときでも、一応われわれはもう少し見守つていふと思ひます。これで大きな機会を逸したと

は、少くとも私は思つておりません。のみならず、調印だけではなく、あとの実行状態についてよく見通さなければならぬ。そういうふうな考えますと、この問題については、あなたの意見は意見とし、私はそれについては、自分の意見として、これはもう少し成行きを見なければ即断はできないと思ひます。でありますから、今お説のやうなやうに、この法律ができたから、日本の国の産業が萎靡して振わなくな

るであらうとは、絶対に思つておりま

せん。また労働組合の行動は規制しない。ただその労働組合の行動が、いわゆる暴力行為に移りますときには、規制してもらわなければ、産業を破壊いたしますから、これはたいへん必要なことであると思ひます。

○佐瀬委員長 風早君、御注意申し上げますが、時間の関係もありまして、意見や政策の発表は、別の機会に譲つていただいて、本破壊活動防止法案に關する質疑を簡単に願ひます。また公述人もその限度において、簡単に御回答願ひたいと思ひます。

○風早委員 原さんに、ひとつこの機会にお尋ねしておきたいのですが、先般経団連が、炭労その他のゼネストの問題に關しまして、いわゆる桃色パージといひますか、非常にこれは自分たちの経営権を侵害するものだというので、首切りをやるといふやうな、これは御方針であるかどうか知りませんが、新聞にやういふことが伝わつておつたわけですか。この点に關しまして、あなたは経団連の代表の方ではないかと思ひますが、あるいはそうではないかと思ひますが、あなたのお一人として、どうお考えでございますか。

なお、ついでながら、この破防法の審議にあたりまして、たいへんあなた

は詳細に法案を御研究になつておるよう  
に、今お見受けしたのであります  
が、その点で今後の、つまりあなた方  
の立場として、特にゼネストの問題に  
関連しまして、どう御意見があり  
ますか、この点をひとつ、この法案に  
即してでかつこうでありますから、お  
聞かせ願ひたいと思ひます。

○原公述人 それでは申し上げます。  
私は初めに申し上げましたように、経  
団連については、私は知りません。し  
かし、おそらく経団連の意見は私と一  
致するでしょうが、経団連のことは知  
りません。日本化学工業協会会長とし  
て来ております。その点はつきり申し  
上げます。

それから、資本家の代表者と申され  
ましたが、私は資本家の代表として来  
ていませんから、同じ問題を御質問に  
ならぬように願ひます。

私は今の御説のような御心配はない  
と思ひます。それはさつきも申し上げ  
ましたように、われ／＼は労働組合を  
経営陣と思つており、経営陣の中に労  
働組合ありと思つております。この労  
働組合の行動をこまかく規制し、禁止  
し、あるいはじやますようなことが盛  
られておれば、私はこれについて大  
いに考えなくちやならぬと思ひます。  
しかしながら、この法案について、そ  
の誤解をなくするように、何箇所にも  
労働組合及び労働活動を規制するもの  
でないということが盛られておりま  
す。これもまた、その行動を見て、私  
たちは判断ができ、いつも政府の行過  
ぎを押えることができると思ひますか  
ら、その点で、この法規全体を通じて、

少しも心配をしておりませんことを、  
もう一度申し上げます。

もう一つ、お話をあつたように、ゼ  
ネスト問題については、現在の日本の  
事態は、あの二月一日の時代とはまた  
かわつておりますから、今後のゼネス  
トがいかなる形になるかという見通し  
については、私はまだここではつきり  
申し上げることはできませんし、私個  
人の考え方では、まだ意見がまとま  
ていないということを申し上げます。

○佐瀬委員長 次は山根真治郎君にお  
願ひいたします。山根真治郎君には、  
もつぱら言論報道の自由の問題の立場  
から、この法案に対する批判、御意見  
の開陳を願ひたいと思ひます。

○山根公述人 私山根でございます。  
この法案につきまして、五つ六つばか  
り疑問を持つておりますので、それを  
簡単に申し上げますので、それを

この法案は、言論の責任を審理官と  
いう政府の一属僚に一切をまかせて、  
その主観によつて最後の決定をするよ  
うな形になつておる。これは古い日本  
の制度でありましたところの、行政上  
の裁量処分という考えを、いまなお引  
続き政府で持つておるその現われの一  
つであると思ひます。第十五条に  
一番大きな例を申し上げますと、第十  
五條に審理官が証人について適當でないと思  
つたものは審理しなかつてもいいとい  
う条項がある。これはまづたく獨断、獨  
善行為であつて、おそらく民主主義に  
反する条項であると思ひます。審理  
官は官吏であつて、どうしても取締り  
の立場にあるのであります。従つてそ  
の考え方というものは偏向しやすいと  
思ひます。それが調べるにあたつて、  
かりに被告と申しますか、被告側で出

した有利な証拠を調べなくてもいいと  
いう条項は、もつてのはかのこと、で  
少くともこの条項だけは削除しなけれ  
ばならぬと思ひます。

それから、われ／＼が一番憂えてお  
りますのは、審査委員会というものが  
あつて、審査委員会が同様の無力の機関  
であつて、審査委員会のみから調べる  
ことはできない、直接の尋問をするこ  
ともできない、証拠調べをすることも  
できない。一に審理官から出したこと  
の書類によつて決定するのであります。

す。いわゆる書面審理になりまして、  
ほとんど意味をなさない状態であると  
私は思ひます。かような審査委員会に  
よつて最後の決定をされるということ  
は、新聞人として、とうていがまん  
きない制度であると思ひます。

それから第三に、新聞を非常におも  
な対象にしておるようであります。言  
論の自由ということとは、憲法でやかま  
しく言つておりますし、さらに憲法の  
裁判に関する条項を見ますと、政治  
犯、出版犯については、常に公開でな  
くしてはならぬといううな条項がある  
のであります。裁判公開の原則を認め  
ておる以上、特にその前において、  
常に公開でなければならぬというよう  
なことを言つておるのはなぜであるか  
と申しますと、言論が抑圧されたい  
けなないということに重点を置いたか  
らであります。しかるに、この法律は、  
言論が、政府の役人であるところの、  
広くいへば調査官、それから審理する  
場合は審理官ですが、その審理官の意  
思によつて、主観的にこれが決定され  
て、さつき言ひましたように証拠の提  
出というものがほとんど無意味になつ  
ておるのであります。いわんやこれを

かりに裁判と見ますと、憲法で要求し  
ておるところの、常に公開でなければ  
いけないという原則、その憲法自身に  
そむいて、非公開で行われるというよ  
うな疑問が生ずるのであります。結局  
われ／＼新聞人は、常にこの審理官の  
氣息をうかがうようなことになり、憲  
法に保障したところのほんとうの公正  
な言論というものが、どうしても曲り  
やすいという結果になると思ひます。

もし新聞が一日の安きを望むというこ  
とになりますと、結局この調査庁に日  
参して、この程度はどうでしようか、  
これはいいでしようかといつて伺いを  
立てる、その結果は事実上の検閲制度  
の再現になると考えられます。

それから扇動という言葉を使つてお  
りますが、私は扇動なんて言う必要  
はないのではないかと申します。刑  
法の規定で十分じゃないかと思ひま  
す。その扇動を法律は二通りにわけて  
おりまして、内乱罪に関する場合に  
いはただ扇動、それからそれ以外の  
犯罪に対しては、これを行つた場合  
をしないでも、これは扇動というもの  
はとつてしまふのが、一番理想的だろ  
うと思ひます。というのは、扇動とい  
うものは、古い大審院の判例によりま  
すと、結果の実現を要しないというこ  
とになつております。そのいづれにせ  
よ、官吏の主観でもつてこれを認定せ  
られるので、官吏の頭が右であれば左  
に、その主観は右になり、左であれば左に  
なる。つまりお上の思ふままに扇動と  
いうものは犯罪化するものであります。  
少くとも扇動というのは削除するか、  
さもなければ何か一つの条件をつける  
ということが必要ではないかと思ひま

す。扇動によつて、第六條第二号にあ  
りますように、行つた場合というよ  
うな条件が必要であると、審理官が自  
由な心証の判断をして、自由にきめる  
ということになつて、これは危険であ  
り、不当になり、暴圧的になるという  
ことは当然であらうと思ひます。それ  
から第三條の一号の口にありますか、  
あとの方に「又は」というのがありま  
す。あの「又は」以下はどうしてもこ  
れは削除してもらわなければいかぬと思  
ひます。「又は」この号に規定する行  
為の実現を容易ならしめるため、その  
実現の正当性若しくは必要性を主張し  
た文書若しくは図画を印刷し、頒布  
し、公然掲示し」と、こうあるのです  
が、これも審理官の主観一つでいかよ  
うにも解釈できるのであつて、これく  
らいあいまいな用語はあるまいと私は  
思ひます。新聞人は、それじやどの程  
度によつたらいいだろうか、どの程度  
のものを書いたらいいかといううな  
判断が、容易につかないのでありま  
す。そういうことは政治を沈滞せしめ  
る一つの原因であつて、憲法の保障す  
るところの公正な言論を暢達すること  
には断じてならないと思ひます。

それから、こういう法律は、政略に  
利用されるという危険が非常に多いと  
思ひます。つまり時の政府のごきげん  
を損する者は、この法律のいろ／＼な  
条項にすぐひつかけられるということ  
が考えられるのであります。

一つの例を申し上げますと、大正七  
年の米騒動のときに、寺内内閣が非常  
に国民から指弾されて、とう／＼  
軍隊まで出るといふうな騒動を起し  
ましたが、あの時分に大阪朝日新聞が  
論説において「白虹を貫く」という文

字を使つた。白虹日を貫くといふのは、これは史記にある文字で、大体當時の支那においては、内乱の兆の一つの用語としておつたが、それは内乱を進めるために言つたのではなくて、寺内内閣の責任を問うために言つたのであります。しかしこれはけしからぬ、これは内乱の扇動をするのだ、朝憲案乱である、こゝ言ひまして、政府が大阪地方裁判所の検事局に通達して、そうして公判廷においては、大阪朝日新聞の発行禁止を要求したのであります。しかし、裁判所はさすがに公平であつて、新聞紙法にあるところの体刑だけで、おまな三、四の人間を処罰しただけであります。ところが検事正は、さらにこれに対して控訴すべきものであるかどうかという——これは行政官の立場にあれば當然のことであるが、寺内内閣に対してそのお伺ひをしておつた。ところが同時に全国の言論界は、非常に政府の発行禁止だの、発禁禁止だの、差押えという処置に対して憤慨しまして、東京、大阪など数箇所において記者大会があつて、その内閣の攻撃を始めたのであります。結局寺内内閣はたまりかねて総辭職するようになったのであります。その後でできた原内閣では、まず第一に大阪朝日新聞の社長の村山龍平を東京に呼んで、この問題に対する処置をどうするかと言つたところが、村山は、私は社長をやめる、おまな幹部、社員はみなやめます、社の方針は公平にやるようにいたします、こゝ声明して帰つたのです。原はさつそく閣僚に諮りまして、一体これを検事控訴をさすべきかどうかと相談いたしましたところ、さすがにその当時の政治家は

民主政治家であり、言論の大事なることを痛感しておつたので、これは控訴しない方がよからうというので、その問題は七年十二月終りになつて、ようやく無事に解決したのであります。こゝういふうちに寺内内閣のしたように、政略のために今度できたこゝういふようなものが利用されたら、これは容易ならぬことだと思ひます。旧新聞紙法では、大体言論犯罪は司法処分であつた行政処分はただ単に手続に関するものだけが対象になつたのであります。ことに司法処分の中でも、発行禁止というものは、皇室の尊嚴、冒瀆、安寧秩序、風俗擾乱、朝憲案乱、陸海軍大臣禁止命令、外務大臣の外交上に関する重要なものの事項の禁止命令、そういうものに違反した場合に、重いつきに発行を禁止させるというやうなことになるおつたのです。ところが今度の法律は、重い場合は六月以内の限りにおいて発行禁止をするというところになつておるのであります。これは一見軽いようでありまが、新聞が六箇月あるいは三箇月の発行禁止をされる。今日の場合ではどんな大新聞でも読者が散逸して、その新聞は成立しなくなるのであります。これは二十年間とは非常に相違いたします。その発行禁止がいけないといふ考え方が有力者間にありまして、大正二年にあつた刑法委員会でも——學者、實際家、當時の有力者が集まつてきておつた政府の機関ですが、時勢の進運に伴ひ発行禁止はやめるといふことを決定して、これは上申してそのまま、いふ／＼な事情から行われなかつたと思ひます。こゝういふやうなぐあひに、時勢の進運に伴つて発行禁止

はいけない、こゝまで行つておつた。その当時の国内の事情はどうかと申しますと、少し前には有名な足尾銅毒事件といふものがあつて軍隊まで出ておる。その後には例の寺内内閣の米騒動事件があつた。それから共産黨の台頭、それから田中内閣における共産主義の弾圧、四百六十何人か弾圧処分を受けたのであります。かえつてそのためにその後の共産主義者の活動といふものは盛んになつた。これはむやみにやるべきことではないと思ひます。一番顯著な例は、ソ連軍が有名な弾圧をやつた、四百八十何人とかいわれておりました。そのためにかえつて地下活動が盛んになつて、スターリンのあの有名な銀行襲撃暴動をやつたやうなことになる。つまり、スターリンをして今日あらしめたのは、ソ連軍のあの弾圧だろふと思ひます。こゝういつたやうなわけですから、政略にこの法律をむやみに利用されることは非常に危険であります。古い議員諸君は御承知でしょうけれども、若槻内閣のときに、台湾銀行が神戸の鈴木商店に不当な貸出しをやつた。貸出しをやると、鈴木商店の経営が悪くてその金がか／＼返つて来ない。返つて来ないばかりか、もう少し金を貸してくれ、そうすればお返しできるやうになるだろふ、こゝういふやうなことを言つたがために、追貸し／＼をやつて、台湾銀行がにづちもさつちも行かぬやうになつたことがあります。結局それは田中内閣の高橋蔵相によつて有名な救済処置をとられて、約二億の金を出すやうになつたのであります。その前に新聞が、これはけしからぬといふので、台湾銀行問題を書こうとし

たところが、これはいかぬといつて政府の方からとめて来たのです。そこで私自身のことですが、これはどうもけしからぬ、何のためにこゝういふ禁止をするのだ、その理由を聞きたいと言つて聞いてみたところが、當時の警保局では、いや、それは安寧だといふのです。新聞紙法には非常に都合のいい条文があつて、安寧秩序という字句がある。あの安寧をむやみに拡大解釈して、どんなものでも安寧々々といふ。ひどい場合には、有名人の一家の私事も安寧くさいにおいさせてさしとめを命じて来たことがある。こゝういふやうにせつ／＼で来た法律を、むやみに間口を広げ、奥行を広げ、ひさしをつくり、あるいはのれんをつくりしめて、だん／＼広げられて解釈されて来ると、新聞は一切何をしたらいいかわからぬといわなければならぬことになる。こゝういふことは、決して文運の進歩にもならないし、民主主義に全然反する、かえつて政治に大きな危険を与えるやうになると思ひます。それならば、調査官あるいは調査官の中から任命される審理官といふものに、人物を選ばないやないかといふことにもなりましようが、どんな人を選んでも、人間の主観といふものは、ものによつて必ずかわるものである。あるいは政府の方針だとか、あるいは輿論の影響だとかいふものを受けやすいものである。決してまつ／＼に、公平に行くとは断ぜられない。

○佐瀬委員長 山根君に申し上げますが、時間の関係がありますから、一応意見の御陳述はこれをもつて終了いたしまして、後刻各委員の質疑に対してお答えを願ひたいと思ひます。最後に、真杉静枝君にお願いいたします。真杉君には、もつぱらわが國の婦人大家の立場から、本破防法案に対する御感想なり御意見の陳述を願ひたいと思ひます。なお時間は一応十五分以内におまゝを願つてお述べを願ひたいと思ひます。○眞杉公述人 私、小説家でございます。して公述に出るのは、ほんとのしつとでございますから、むすかしいことは申し上げられないのでございませうが、これを拝見いたしました、心配に思われます。具体的なことではございませう、先ほど申されましたやうに、主観の問題でございませうけれども、とき澄ました刀のやうな重要なものができるわけでございますから、これはこの刀を握る人によつては、どちらに向つても、たとえば破壊活動であるとなつた——主観によつてみなされたものに向つて、これを用いることができると思われるのでございませうが、そのときに、こゝういふ時代のおわただしい有様でございませうから、政府の方針が、そのときにどういふ主観を持つかわからない、そのときのことが心配になるわけでございます。戦争中でございませうけれども、私、最前線に従軍いたしましたことがございませう。そのときに、最前線の状態が、たいへん不仕合せな、どうしても振り返つて泣かずにはいられないやうな気の毒な状態でございまして日本の兵隊さんを見て帰りましたのでございませうが、最前線から少しと帰りまして師団司令部へ参りましたときに、そこで師団司令部の司令官でございまして、たか、その人たちが私たちを慰勞して

くださいました席がございまして、そこであいさつをすることになったのでございまして、その前の日からその日にかけて見て参りました最前線の日本の兵隊さんたちの状態があまり気の毒で、そのときに、ほかのことは何も言うことはできませんで、日本の一人の婦人として、あの人たちが一時も早く無事に生きて凱旋して下さることを願う気持ちよりほかは何も持つことができなかったというふうなあいさつをいたしました。そのときに、司令官からしかられたのです。靖国神社で会いましょうと、なぜ言つてくれないかと言われたのでございまして、そうして帰りましたから後も、そんなようなことを書きましてございしますが、それも新聞に載るときには、そのところを削られておりまして、発表する自由をそのとき持ちませんでございした。そういうような状態が起るのではないかと、そういうようなことを心配いたしますのでございします。

それから、そのときにやはり四人自分の子供を戦争にとられましたおばあさんがおりました、そういう人たちに私たちが会いましたのでございします、その会いましたときにも、お役人のような人が五、六人ぐるりについておりまして、そのおばあさんに、十分思う存分――四人も失った子供に対する悲しみの言葉を一つも言わせないよう、そのときの状態がすでに固められておりまして、そのおばあさんは、ただ／＼お国のために四人の子供を死なせたことは名譽でございしますというふうな、教え込まれたようにしか言われないのでございします。女といしましては、そのときにどれだけ大きな

な声を上げて泣いても、またどれほど自由な率直な言葉で悲しんでもよいのではないかと、思うのでございします。そうしてもし悲しみの言葉を大声で叫ぶことができれば、私たちが経験して参りました不幸な状態は、もう少し早く切り上げられたのではないかしらという今を思い出してございします。

なお、その最前線から――中支那でございしたけれども、帰つて参りますときに、中国のある重要な位置についている中国人のある婦人に会いました、その婦人と後に新聞で公開状のようなものを作りとりしましたが、そのときにも、ただ今の悲しむべき周囲の状態は、私たち世界中の女の心が今こそみな同じに違いないから、世界中の女の気持が一つになつて立ち上ることがもしできれば、この私たちの不幸なことは、もう少し早く片づくのではないかと、思うのですけれども、あなたの御意見はいかがでしようというふうなことを書きましてたわけでございますが、それにはたいへん賛成だという返事がございしました。その人は殺されて今おりませんけれども……そういうふうな、そのときの政府の目的によつては、私たちがその目的にとつてじやまになるような、やむにやまれぬ発言をしなくてはならぬというふうな状態があるのではないかと。もし発言いたすことができたならば、ほんとうは不幸というふうなものも早くなくなるのではないかしらというふうな、ほんとうのヒューマニズムと申しますか、そういうものに立ちました私たち婦人の声というふうなものでございしますにかかわらず、その発言の自由がなくな

るといふような状態があるのではないかと、いうことを、第一に心配いたしました。

それからもう一つ、この中に「ある団体の支部」といふようなことがございします。第三条の二項でございしますけれども、「ある団体の支部の『ある』」というものが、非常に漠然としていて、今申しましたように、そのときのこれを取扱う主観によつては、この「ある」といふものが、どんな方面にでもつけられるといふふうな懸念があると思ひます。それから、私は小説家でございしますから、物を書きますときに、話の筋をつくり上げるのでございしますけれども、たとえば、どろぼうのことを書きますにいたしても、そのどろぼうした経緯といふようなものを、フランスなんかでは、割合こまかく書いていく小説がございしますけれども、日本の小説がどろぼうに入つたそのやり方、方法といふようなものが書かれますと、そこだけはどろぼうをつくる懸念があるといふことのために削られた。これはたいへん卑近な例でございしますが、そういうふうな空想でつくり上げられます物語りの中で、それが自分では意識しないで、結果的に扇動または公然揭示しといふようなものにひつかる、平和な時代ならば、そういうことを心配せずに、小説を書くことができませんでしようけれども、逼迫した状態の中で小説を書くといふと、ときには、こゝろ文句はたいへん心配の種になりまして、書くことが非常に不自由になつて参るのでございしますから、そういうことも心配いたします。一応これだけ……。

○佐瀬委員長 以上をもつて各公述人の御意見の開陳は終了いたしました。これより委員の各公述人に対する質疑を続行いたします。原安三郎君は先刻退席されましたから、残りの三君に對して御質疑を願ひたいと思ひます。山口好一君。

○山口(好)委員 平野義太郎先生に御質問したいと思ひます。先ほど来の平野さんの御説明で、いろ／＼本法案についての注意せらるべき点も、若干われわれ明らかにしたものであります。が、なお總括的にこういうことを御質問したいと思ひます。

日本の憲法におきまして、やはり自由権といふものが保障せられておりますが、この憲法の保障する自由権は、無制限に認められるものか、ないしはこれを制限し得るものであるかどうか。制限し得るといたしますれば、その基準はどういうことに相なりましようかといふのが第一点でございします。

第二点は、制限し得るとすれば、その制限なるものはやはり客観的事態によりまして相対的に規定さるべきものではないかといふことが第二点でございします。まずこの二つの点をお伺ひしたいと思ひます。

○佐瀬委員長 ただいま山口君の質疑の第一点については、前回も相当論議されたのでございしますが、新憲法がフランス革命憲法のごとくに、天赋人權論の絶対自由を保障しているものであるかどうか、あるいは十三条以下の公共の福祉という原則に基いて、その自由、人權がいかに自由に制約されるかといふたような基本的問題について、なるべく學者として詳細に御意見を述べていただきたいと思います。

○平野公述人 憲法が規定してありますとともに、その国の置かれていた状態から、自由といふものは、実質的な制約を受けているものだと思います。その場合において、やはり言論、集会、結社、学問の自由といふものが、自然法的な意味としてではなしに、そののみが民主主義の心臓であるといふ意味において、そのいささかの制約も、三権分立あるいは法治国の原則に従つて、それによらないでは、いかなる場合においても絶対的にこれは侵害さるべきものではないという点が第一の原則だろつと思ひます。従ひまして、法治国の原則あるいは罪刑法定主義あるいは三権分立といふ民主主義、その民主主義の基本的な組織と関連を持たないで、すなわちそれを侵害することは、ほんのわずかの侵害でも、絶対にこれは許さるべきものではないといふのが、自然法に基づくのではない現在の憲法におけるやはり自由の意義である。アメリカの先ほどのダグラスやブラツク判事などのとるところの、アメリカの自由といふ点についても、そうであるらうと考へます。そこで、ただこれを具体的な判例の上に表わします場合においては、アメリカの先ほどの例のように、現実的にしてかつ直接的なサブスタンシャル、実質的に現在せる、差迫る直接的な、漠とした抽象的なものでない、具体的に実質的な差迫る危険といふものによつて、ケース／＼によつて判断されるというのが、普通の法律と判例との間の関係でありまして、この点も、やはりケースによつては、戦争中といふときには、その内容はおのずから制約されたこともあるのが判例に出て来ておるの

であつて、平時においては、やはり第一に申しましたような点が基本になるものであると考えます。その意味で、先ほどの公共の福祉と自由との関係は考えらるべきものである。要するに、もしある国の政府が、十分に民衆の支持を受けておられます場合には、何らかの反対の意見は聞くべきところがあれば聞くというのが民主主義であつて、そうでない多くの場合においては、やはり反対が政府の施策に反対し、あるいはこれに對して批評を加えるところにあるのみ、真の政治としての民主主義が發展できるものであつて、いささかでも政府に批判を加える者を押えるということによつては、民主主義が可能にならないという意味で、どういふ場合においても、言論の自由といふものは、そういう意味でやはり絶対的なものであると考えます。ただ、今のうちに、具体的なケースにおいては、それ／＼の判例が出て来るという見解であります。

○佐瀬委員長 ただいまの御意見の中で、政府の施策の上において自由権が侵害された場合に、国民はいかなる態度をとるか、自然法上の自由権であるということの上から言つて、国民はこれに對して暴力的な革命権あるいは抗争権といふものがあるのではないかと、お聞きを、一部の者からは言われておるようでありますが、この点に對する平野公述人の御意見はいかがか、承つておきます。

○平野公述人 アメリカの憲法の場合におきまして、もし政府が施策よろしきを得ず、民衆の支持を得ない場合においては、民衆はおのずから政府を交代せしめる権利があるということ

を、アメリカの独立宣言以来、リンカーンの第一期就任演説で言つておりました通りで、日本の新憲法の場合においても、いわゆる抵抗権、ドラ・ド・ウ・レジスタンスと書かれておりますが、それが自然法的な意味であるというよりも、おのずから政治の現実、実態というものは、もしも政治が非常によければ、何人といへども反対できるものでない。もしそこへ何人かが異議の申立てをしなればならないというものは、施策がやはり議論がわかれるという問題があればこそでありまして、その反対の意見を十分に聞くところから、民主主義がある以上は、幾ら反対な議論であつても、これを三権分立、あるいは法治国、罪刑法定主義という原則に基かないでそれを制限するということはおそれがあるということに關しては、やはり自由を侵害するということに言わざるを得ないのであります。

従つて、その意味でも、もしも政府が民意を得ず、しかも権力にのみ膠着して、民意のあるところを押えるという場合におきましては、いわゆる抵抗権の権という意味が、実定法上の権利ではないにしても、それがおのずから政府が交代しなれば、政治が中正の道に帰らないという意味で、やはり広い意味での権利といふことを旧来申して来ているという点に、非常に多くの含義があるものと考えております。

○佐瀬委員長 御意見のほどはよくわかりました。

○鍛冶委員 今の御議論はたいへん重大だと思ひます。抵抗権がある、こういふことを肯定の御議論のように承つたのですが、その権利の行使を、どういふ方法でやるとお考えになつてお

ますか、まずその点からお聞きします。

○平野公述人 抵抗権の行使という言葉を、まずその点からお聞きします。す。す。

○平野公述人 抵抗権の行使という言葉を、まずその点からお聞きします。す。す。

○鍛冶委員 いわゆる言論をもつて闘う権利と聞いてよろしいか。先ほど委員長が言われたのは、革命をやつてもよいという思想があるが、これをどういふふうにかかっているかという質問であつた。それに対して、あなたは抵抗権があると言われた。革命を肯定しておられるのですか、その点を……。

○佐瀬委員長 一言申し添えますけれども、自然法上のいわゆる暴力的な革命権、あるいは抗争権、あるいは抵抗権といふものが、なお新憲法の上にお

いて、精神上許されるものかどうかという点にも触れて行くわけでありま

○平野公述人 これは、およそ憲法の解釈の場合に、一番重要な点だと私は思つておりますけれども、また法律といふものの作用において、一番重要だと思つておられますけれども、社会は必ず發展の法則によつて進んで行つてい

○鍛冶委員 その点は、われ／＼も十分肯定いたします。政府の非を鳴らして交代を迫る、これは当然のことだと思ひます。ところが、その迫つたときに、それが実現せなかつたら、あなたは運動を御肯定になるのですか。

○平野公述人 そういう場合は、言論から、結社から、集会から、労働組合運動から、知識人から、ありとあらゆる／＼な活動が結集されて来るものであります。これが政治活動だろ

て、それが誤つてその進化的過程に逆行するようないふことが行われる場合においては、おのずからその政府にかつてもらうという活動は、当然にやはり出て来るものだ、これは進化的法則だと思ひます。そのことを申ししているわけ

○鍛冶委員 その点は、われ／＼も十分肯定いたします。政府の非を鳴らして交代を迫る、これは当然のことだと思ひます。ところが、その迫つたときに、それが実現せなかつたら、あなたは運動を御肯定になるのですか。

○平野公述人 そういう場合は、言論から、結社から、集会から、労働組合運動から、知識人から、ありとあらゆる／＼な活動が結集されて来るものであります。これが政治活動だろ

○鍛冶委員 その点は、われ／＼も十分肯定いたします。政府の非を鳴らして交代を迫る、これは当然のことだと思ひます。ところが、その迫つたときに、それが実現せなかつたら、あなたは運動を御肯定になるのですか。

要でしょうし、ありとあらゆる結果されたものを正確にとらえることが、政府の任にあるものやべきことである。もしそれをとらえられない場合においては、どうしてもそこに相当摩擦が生じて来る。その摩擦を摩擦でなく円滑にするのが法律の役目であるわけで、あべこべにそれをかえつてかたくしてしまふということになると、法律は初めから行われぬ。行おうとする、権力だけが非常に無垢に出て来るというのが古来の例であつた。

○鍛冶委員 あなたのおつしやる摩擦ということ、われ／＼は突進進めて開きたいと思ひます。その摩擦は、暴力に訴へたときも、それはいわゆる先ほどの抵抗権として、それを公認せられるのかどうか。

○平野公述人 本来は、水の流が下につくごとく自然に流れて行くようになれば、これが政治だと思ひます。ところが、水の流を逆にまわそうとするある権力——政治は権力ですが、その権力があるとすると、それに対応して、その言うことが道理になつていない場合におきましては、そこにやはり摩擦が起きて来るわけでありま

す。ですから、やはり権力を持つてゐる人は、権力を常に慎重に、かつ反省する必要があるということが反面に出て来ますし、片方はまた不必要な摩擦を起す必要はないわけですから、そこで政治というものが円滑に行われるということ、その間のところを円滑にするという点であつて、もし権力者が法律の装いを持つても、それがまづたくの無垢の権力である場合においては、この歴史を見たつて、どうしても摩擦は起ると思ふ。従ひまして、先ほど進

化の法則を申し上げましたけれども、明治維新だつてやはり暴力革命だつた。結局はフランス革命でも暴力革命だつた。フランス革命はなかつた方がいいと、今倫理的におつしやつても、それは歴史の事実と反するわけであり

ました。

○鍛冶委員 大体あなたの思想はわかつた。次に聞きたいのは、先ほどあなたの

おつしやつたことで、アメリカと日本はいわゆる法律万端の思想である。これはあるかどうかしらぬが、さうなことはいかぬというところは、われ／＼も賛成いたします。それから、例としてお引きになつたように、せきをつくべきものでない、堤防をつくつて水を防がなければならぬ、これもわれわれは賛成でございます。その点の議論は賛成であります。それゆゑに本法

はやらぬ方がよろしいというものが、あなたの結論ではなかつたかと思はれるのであります。が、そういう意味であります。

○平野公述人 はあ、さうであります。

○鍛冶委員 そこで聞きたいのは、しからば、日本の現状においては、この通り手放して置いて不安はないという御見解でありますか。また現実をどう見ておいでになりますか。この点についてひとつ承りたい。

○平野公述人 この点は、はつきりとも、明らかにしておきたいと思ひますけれども、法律家及び権力者は法律万端、法律及び権力を過信してゐると思ひます。しかし、ある一定の行動が出て来るのは、結局やはり経済の生活の問題だと思ひます。もしも生活がゆたか

で、安楽な生活ができるような場合には、おいては、世間あるいは治安というものは、それほど権力的性格を持たないでも自然に、先ほどの水の流れるように流れて行くものかと思ひます。その点は、経済の生活という問題が常に法律の基本にある。権力あるいは法律、それだけで法律家、立法家が考えた通りに法律を行つて実現するものであるという考え、これは法律過信で、非常に結果が違つて来るといふことが、おつしやつてゐる問題の根本の問題だと考えます。

○鍛冶委員 今あなたのおつしやることは、われ／＼は疑問を持つてゐない。こんな法律は悪いとしまして、これをやめる。そこまではいいかもしれぬが、ただ日本の現状は、このまま手放して置いていいというあなたの御見解ですか、それを聞いておる。今の現状をどう見ておいでになるか。たとえ

ば、昨日のごとき騒擾は、これは言論の自由、行動の自由であるから、ああいうことははうつておいていいのだという御見解であるかどうか、この点をお聞きしてゐるのです。

○平野公述人 私は私自身のぶつかつてゐる例を先ほどもお話いたしました。が、東洋文庫で、現代中国学会が文学あるいは言語の会を開いてゐるが、これが集會の届出がないというので解散命令を受けた、これが現状である。その現状を促進するやうな、さういふやうな法律は、先ほどの流れを逆にして行くものである。集會にはいろいろ集會がありまが、學術の研究の集會として、だれが見ても、テーマを見、人の顔ぶれを見ればわかる。こゝまで集會を出さなければならぬという

扱い方、警察のやり方、これが今の現状なのであります。さういふやうな現状が行われてゐる場合に、この種の法律が出ますれば、先ほど例にいたしましたが、ただ文書、図面を公示の目的をもつて所持してゐるということ、そのことだけで暴力活動ということになり、またそのことだけで教唆、扇動といふことになり、罰則の方は刑法上の犯罪にもなる、あるいは団体自体が解散されるといふやうなぐあいに運営される実情になるわけですから、それが今の実情で、それ／＼の人々が皆経験してゐる実情なのです。その実情の上に立つて、今の法案に対しては現実的に申しておるわけでありま。

○鍛冶委員 議論になつていかぬが、私はさういふことをしていいと言つてゐるのではない。あなたのおつしやることをみな肯定して、それは悪いから、さういふ法律がなければいいといふことまで肯定したといひまして、しからば現状はこのままでいいのか。もしいかぬというなら、どういふ方法をしらばいいとお思ひになつておるか、これを聞きたかつた。今のところは、この法律をやめたい、これだけだ。それでは何もかもほつとい

て、現状で危険にあらずとあなたは認めになつておるか。今あなたの言われるやうなことをやれとは言われないが、たとえば昨日のごときことが起つても、特別に取締る必要はないと思つておいでになるか、この一点です。

○平野公述人 大分現実的な問題になつて来ましたが、その方が話の例としてはいいかもしれませんが、やはり広場なら広場というものをしたい、使

やはり禁止されているのだから、侵入したことは違法であります。けれども、人命というものは、何ら防備のない人間に対して射殺するといふ氣勢、威圧があるといふところに現在の問題があるのではありません。決してあのことによつて特別に騒擾事件が起きたといふのではなくて、むしろあそこが今まで使われておつて、使われてはいい、判決もさう下つたといふ気持の上で、それなら違法の侵入であつても、人命を倒すビストルを撃つといふことまでしなくてもいい事件で——これは調査し

ておられますから、ただ今例として申し上げるだけのことでありまが、さういふやうな実情にあるところに問題の起きている点が私には一番大事だと思ふ。現在の実情がさういふところにあるので、摩擦が起きているのであつて、實際はことさら摩擦を起して行くようにすべての人がやつてゐるわけではないのです。だから、ここにどうしても無理が起り、道理に反したことが起る。それが権力によつて起つて来るところに問題が起きて来る。そこに問題があるのです。

○佐瀬委員 その点は意見の相違でありますから、その程度にとどめて、山口好一君。

○山口(好)委員 もう一点平野さんにお伺ひいたします。私もあまりソ連や中共の事情には通じておりませんが、平野さんはソ連や中共のことにつきまして相当御研究であると思ひますので、ソ連の国家反逆罪あるいは中共の懲治反革命条例といつておられますが、さうした革命に反対をするやうな言論、行動をした人々についての取締りの法律、この内容につきまし

て簡単に御説明を願ひまして、それと今度ここに政府が立案されております破壊活動防止法案の内容とを比較いたしまして、ただいまの平野さんのお考え方から申しまして、いずれが国民の各種の自由権を制限する度合いが多いかということをお願いいたします。

○平野公述人 中国に昨年の三月から憲法改正案というものが出ております。最近では五反三反運動というものができております。この違いは、中国の場合は、今こちらで問題になつておりますような民衆の言論、集会、結社、学問の自由というものが、共同綱領——憲法以上の憲法で、はつきり保護されている。その上に政権自体が、人民政権といわれていくくらいでありますから、政党的結社の自由あるいは労働組合の自由、集会、結社、言論、学問の自由が保障されるような政権になつて来ておると、こちらの方と違ふところが一番重要な点だと思ひます。内容は反革命であります、しかもこれはただ反革命でなくして、軍事的性格を持つてゐる。ある一つの政権ができておるときに、それを軍事的に転覆するといふ隠謀と同時に、軍事的活動のために、朝鮮事変が起きましてから出て来た法律で、朝鮮戦争に關連してゐるわけでありまして、それで昨年の三月にできておりますから、朝鮮事変のまづ最中につくりました。そういう法律として出て来ておるので

非常に重いけれども、他の人々はいわゆる担白といつて、自己批判することによつて、普通新聞には露骨といふすけれども、数は非常に少ない。そのかわり首魁だけは非常に厳罰に処して、あとは担白といふことが行われてゐる。担白といふのは、暗室に入れて自分を強要するのではなくて、民意で、むしろ大衆の批判によつて利己心をため直す。こういう方法を担白と言つております。普通の国におけるように、暗黒の地下室で、拷問器をもつて拷問によつて脅迫をして、自分を強要するといふやり方ではなくして、むしろ担白——自己批判の方法をとつてゐる。この点に顯著な相違がある。三反運動には四つの原則があります。第一は、過去に寛にしまして、今後において、第二は、担白に寛にしまして、抗拒すれば、第三は、工業に寛にしまして、商業に、第四は、普通商業に寛にしまして、投機に、この四つの原則をつくつて、公務員を厳罰するといふことになつております。

○山口(好)委員 ソ連邦の国家反逆罪の……。

○平野公述人 ソ連の方は私よく存じておりません。

○山口(好)委員 それでは、ただいまの中共の懲治条例の話でございますが、こうしたやり方も、やはり反革命分子を懲治するといふような条例でありますので、平野さんの先ほどの大きな進化的な見地から申せば、これは反政府的な者を処罰して行く、こういう考え方の法律になるわけでありませんか。

○平野公述人 北京の法院の裁判工作に關する總報告があるので、はつきりしてありますが、やはり社会の進化に

逆行してゐると見るわけですが、軍事的な反革命者は……中国は十分に独立して、人民の政權になつたといふふうな考えますから、そういう意味で社会の進化に逆行してゐるものとして、その首魁だけは厳罰に処して、他の人々は自己批判を通じて普通の人民に直して行くといふ方法をとつておるのであります。

○山口(好)委員 おれ／＼の考えとしては、憲法で保障する自由権は、できるだけその制限をなくし、これを保護いたしまして、そして社会の進化をはかつて行く、人類の向上をはかつて行く、こういう必要があることは認めますが、今日非常な、常と異なり、また事情が生じております。しかも破壊的な暴力行為が相当頻発するといふ事態につきましては、最小限度の公共の福祉という見地から、この緊急事態に對処するこうした立法は、われ／＼は必要ではないかと、どうしても考えられる。平野さんの今までの御議論は、何かこうした一つのテーゼがあつて、それに対してアンチ・テーゼが起きまして、その間に摩擦相剋が起きるといふことを、一つの自然現象としてあなたは認めておられるように思ふのであります。人類の進化過程における一つの自然的な現象として、觀察されておるうちに認められるのであります。これに對して、われ／＼政治家としましては、一般の公共の福祉、国民の安寧秩序、こういうものを保ちますために、どうしてもこれに對する自由を制限することを最も少くして、適切な措置を講ぜねばならぬと考へるのであります。その点いかがですか。

○平野公述人 私の述べて参りました

ところは、公共の福祉といふのは、むしろ反対派、反対党、反対的な意見を入れることによつてのみ、公共の福祉といふものは完全になるのであつて、法律学者のいふゆる普通法、委任事項といふような、三權分立を害するものな形で、ただ一般的、抽象的に公共の福祉、だがそれを公共の福祉として、公安官あるいは警察官が適用するかという基準を示さない公共の福祉といふものは、非常に濫用のおそれがあるといふ意味で、むしろそれを厳密にしなければならぬといふことが公共の福祉であると考えておるのが第一点であります。

それから、やはりい／＼／今日の御議論に出ております通りに、本来法律といふものは、過信されては、實際上行い得ないし、濫用があるのであつて、むしろ根本は、現実の事情から直して行かないと、かえつて内乱を助長するやうなことになるといふことである。

○大西(正)委員 私のお尋ねしようと思ひましたことも、大体質問としては尽されたのでありますが、関連をいたしまして、この法案に「暴力主義的破壊活動」といふ言葉がございますが、この法律によつて、今申しました言葉の中の「暴力主義」といふのは、この法案自体に即してどういふものを意味するものと考へられるか。

次に、この法案を離れまして、暴力主義といふことは、學問的に成熟した言葉であるかどうか知りませんが、その暴力主義とは一体どういふものをさすものと考へられるか、その点をもまづお伺ひしたいと思ひます。

○平野公述人 この前の団体等規正令

からここに至りますまでに、今の問題点は相當練つて来られてゐるのではないかと考へるのです。かつては暴力主義的といふところの簡条に、暴行、脅迫を入れておりました。今度の場合は、今の刑法を基礎にして刑法の内乱、騷擾、汽車その他の往來妨害罪といふものを、扇動、教唆といふところに持つて来ておるといふ点では、この法案自体の中に、もうすでに刑法を基礎にしてゐるといふことを一応出しておきながら、それが扇動、教唆、支持、反対といふところになつて来てゐるの、刑法上は、先ほど草案的にお出しになつたやうな暴力主義的といふところの定義については、原案の作成者は十分に考へられてゐるにもかかわらず、この刑法をもつては正法にならぬといふことを申し上げておる点でお答へにしたいと思ひます。

それから暴力主義的といふ定義は、おそらくこれが初めてですから、特別な學問上の定義はなからうと思ひますけれども、想像をいたしますれば、暴力によつてのみ、そのことだけで政權が獲得されるというやうな、ある無政府主義思想といふものもあるとすれば、それはあるいは暴力主義的だけの政治活動になるであらう。これは十九世紀にはあつた。今日は、先ほど言つたやうな、政治といふものは必ず摩擦、またある意味では政府と反対党とが相競ひ合うことによつて、進歩するといふ立場に立つ限りにおいては、いづれも政府の交代を目ざして政党が争うわけでありまして、決してこれは暴力主義的でない、議會主義といふよりもつと広い意味で、それが政治であると申しましたが、もしかりに暴力主

義的という定義を下げたといへば、やはりドイツオランダという、そのことによつて政権を獲得しようというアナキズムではないか。そういうことを説く政党は、二十世紀に入つてからはない。

○佐瀬委員長 その点について、一九三七年に、国際連盟のもとにおいて政治的テロリズム鎮圧条約というものが起草され、またこれを裁判する国際刑事裁判所の設置条約も締結されたように聞いておりますが、十九世紀でなくして二十世紀にも、そういう暴力主義的あるいは政治的テロリズムの鎮圧立法というものはあつたように見えておるのであります。この点に対する平野公述人の御意見を伺います。

○平野公述人 私の申しましたのは、支配的な政治思想としてドイツオランダということをもつてプリンシプルにしている考え方は十九世紀——そのいわゆるテロリズムというものは二十世紀にもないことではないでありましよう。それは国際的にもそういうようなテロリストというものを特別に扱うことは、おつしやる通りだと思ひます。支配的な政治思想として、また支配的な政治現象としてテロリスト、アナキストというものが、特別に非常に大きな問題になつてきたことはなかつたと考へております。

○大西(正)委員 暴力主義のみを政治の方法だとする考え方はないかも知れませんが、暴力をも許容し、暴力をも認める何か政治思想というものが、現在存在しないのでございませうか。

○平野公述人 それが先ほど来いろいろ議論になつております政治の進化というものが——結局政治というものは

権力を中心としておりますから、権力を持つてゐる者が十分に権力をクレヴァーに民衆のために行使している限りにおいてはそういう問題は起りませんが、ともすれば保守的になり、その権力に支柱を求めて、もう一般の社会がかわつて来ているにもかかわらず、そのかわり方に順応しない場合に、そこにギャップが起り、摩擦が起るといふところに、いろいろ先ほど来問題があるのだと思ひますから、そういう意味では、まず進歩的法則というものが法律の基礎に出て来るし、その進歩的法則がもしも今日クレヴァーであり、権力者が自己の権力の責任を考へて反省をして行くならば、憂へられてゐるような事態は起らないわけでありま

す。えてしてそういう事情が起る場合においては、何も暴力主義的ではないけれども、その間におのづからギャップが生ずる場合には、必ずこのギャップというものを飛び越えて行くのが歴史でありますから、明治維新でも、フランス革命でも、どうしてもそこ

に——徳川幕府がうまく交代すればいいものを、権力者というものは交代しないものであります。そこで歴史の上でこういう問題が起ることを、法律家はその歴史的法則を意識して、このやうなことのないうにするのが、政治家なり法律家の役目である。歴史上の現象としては、実際上ギャップがで

きるのはあたりまえ、あたりまえといふより事実なんです。

○大西(正)委員 結局今のお答えは、私のお尋ねに対する直接のお答えではないように思ふのでありますが、つまり暴力主義的といふものか、そういう政治方法を認容する政治思想といふ

すか、そういうものが現在存在するでありますか。そういう社会的な環境ができておるか、できていないかは別問題といたしまして、そういうものが存在するかしないか。存在するとして場合に、先生のお考えでは、そういうものもやむを得ないというお考えでありますか。その点をお聞きしたい。

○平野公述人 暴力主義的で、そのみをもつてプリンシプルとしておるやうな思想は、十九世紀にはあつたかもしれませんが、今はないと思ひます。やむを得ないと言われるところに、私は問題があると思ふ。もしも政治家が自己の権力に責任を持ち、反省をし、民衆の生活をゆたかにすることに努力している場合には、多くの場合、この問題は起きないけれども、それでもみづから虚々実々反対者、反対者の意見を聞くということが政治の要諦で、こ

れが民主主義であると思ふのです。それをそうでなく、いわゆる反政府的な活動というものの言論から学問まで押えて行くやうなところに、権力主義的性質が生じて来るのであります。そのやうなと、必ずこれはどこかしらで脱法が行われるのであります。旅券法に従わないで飛んで出る人も出て来

ましてやうし、どうしてもそういうやうに動くものなんです。だから、そういうやうな事態が起らないやうに、水の流が下につくやうに、ずつとそれを持つて行くのが法律家、政治家の務めである、こういうことを申し上げておるわけでありま

す。○大西(正)委員 もう一点だけで終ります。ただ水の流れとおつしやいます。その水は必ずしもナイーブに流れ

るのではなくて、いかなるみぞをつくつても流れないものが、今日にはあるのではないでしようか、その点はいかがでありますか。

○平野公述人 おつしやつてゐる通り、その物事は簡単でないと思ひますけれども、基礎はやはり生活が楽になることでありさへするならば、水の流れの低きにつくごく進むと思ひます。これは治安立法を考へる場合に、この法律だけを御着眼になつてゐると、問題がそれと思ひます。結局生活をよくして、労働者の組合を助長して行くという立場に立つて、団体活動はやはり日本国の政治を進めて行く大きな要素である。反対活動があればこそ、政府がよく行なうべき、あるいは政権の担当者にとつて確かにこれは一つの批判にもなり、他山の石にもなるという寛容な気持を持つて、反対活動を不法的、暴力的なものとして前提をすることなく、むしろそれを助長して行くのが民主政治の本体である。それを妨げるというところに問題があると

いふことなんです。

○佐瀬委員長 平野公述人以外に、なお山根、真杉両公述人もおりますから、質問がありましたらこの際許可いたします。

○田中(嘉)委員 時間が非常に切迫しておりますから、平野さんにただ一言だけお尋ねします。先刻来聞いておりますと、結局この法案は悪法であるから、やめた方がよろしいという反対の意見と、ごく少数ながら、賛成であるというのがあるわけでありま

す。○平野公述人 簡単に申し上げますと、私は先ほど来申し上げております

意見があるやうであります。この法案は、これはもうだれ言ふとなく、共産党を目当てにしておるといふことはつきりしてゐる。政府は、そうでないといふことを陳弁これ努めておるが、大

体共産党を相手としておる。そこで第一点にお尋ねしたいと思ふのは、日本の現状で、共産党をこの破防法によつて禁圧するといふことが、はたして日本の将来の幸福になるかならぬかという大きな問題であります。それが一つ。

それからもう一つは、この濫用をおそれるということに対して、政府の方では、それは運用の術に当る者がりつばな官吏であり、りつばな教養のある人ならば間違いないといふことを陳弁これ努めておられる。それで、切れば何人も切れるやうな法律をつくつておいて、濫用のないやうに政府側は大いに気をつけま

す。○平野公述人 簡単に申し上げますと、私は先ほど来申し上げております

通り、政治は必ず反対党の発言あるいは行動によつてよくなるのである、独善的な政治はみづからを毒することになる。だから、どういふ反対党でも、反対党はけつこうである。またなければ、民主政治にならない。それから、法律も恐ろしいことは恐ろしいけれども、法律よりもさらに恐ろしいものは、末端の公安機構、特に私がさつき申しました公安審査委員会が意見書だけを手にして、当事者を呼び出さず、また証拠によつて、弁護士を代人をも許さないで事をきめる。つまり、団体規制及びあとの犯罪の基礎になる事実の認定をしようというふうな点で、濫用は非常におそれられるものである。これは立法者の善意、悪意を問わないし、また警察官や運営者の人徳とかあるいは知識とかいふ問題でなく、機構がそう動くものである。これは治安維持時代の歴史を見れば、よくわかる。治安維持法は、決してキリスト教や天理教まで縛るとは書いてないが、大内兵衛なんかまであいつうふうになり、キリスト教や天理教で罰せられた人もあります通り、もうこれは機構であり、メカニズムである、そういうふうには動くわけであり。決して当面の運用に当る方の人徳や知識や善意といふことでは解決しないところに、大きい問題があるのであります。

○風早委員 二点ほど平野さんにお伺いしたいのでありますが、この破防法案の真のねらいというものを、簡潔に特徴づけるものは何であるかという点につきまして、かねて内外の立法の比較上からも御研究になつておられるあなたの方から、御見解を伺いたたいのであります。これを私は具体的な実例と

関連させて、この法案の本質というもののについて一応……

○佐瀬委員長 時間の関係から、御意見の点はなるべく差控えて、質疑の要点だけを述べたいと思ひます。

○風早委員 この問題は、やはり具体的な実例でもつて明らかにしなければ、いたずらにただ抽象的な形式論ばかりをお互いにとりかわしておつても、これはしかたがないのであり、(さきのうの実例で言へ)と呼ぶ者あり)それについて実は今も発言がありましたが、昨日の事例でもつて、私はこの法案の意義を明らかにしたいと思ふのであります。まず第一に、昨日の問題について私が指摘した

点、あの皇居前広場というものを、いたずらに大衆の前に封鎖したということが、昨日の事件の根本の原因ではないかと、こう思ふのであります。このことにつきましては、私がただ一人で、きょうの新聞を見ますと、米国のUP通信支局長ボーツさんが同じようなことを、やはり考えておる。このメーデーのデモがあつた状態になつたのは、警察が皇居前広場を封鎖したことが原因だと思ふ。これはこのデモを目撃した米人記者の一致した意見である、こう明確に言つておるのであります。もう一つ問題になりますのは、

両条約と行政協定の締結によりまして、日本の経済並びに国民生活に多大の悪影響を与えておる。少くとも国民大衆は、そのように考えておる者が多数ある、こういうことであります。この面から、これがひいては吉田政府の施策に対する反対であると同時に、その根源をなすところのアメリカの占

領政策というもののに対する国民の憤懣、反響というものが、すでに現実にあることは御承知の通りだと思ひます。そこでこれらの点につきまして、先ほどのいろいろの御説明を伺つておきますと、当然今このままではいけません、なすべきことは、この人民広場の場合にいたしまして、こういうものをみんなが統一メーデーに使用したいといつておれば、それを使わせる。使わせても、だれにも迷惑が

かかるものではないし、また特に行政協定、不平等条約等から生じますところの国民経済、国民生活に対する悪作

用、これを除去するために——これはもちろん、できれば両条約並びに行政協定を徹底的に破棄する、こういう態度に出るということが、根本の対策であるべきであらうと考へられるのであります。が、そういうことをやらない。従つて昨日のようなあいつう事件は、その責任はにかかつて吉田政府にある、私どもはこう考へるわけであり

ます。しかるに、逆に昨日のあれに對しまして、警察官が五千人も武装して動員される。そして、私は昨日被害を受けた人たちが収容せられておる各病院をすつとまわつてみたのであります。が、たいがい背後から頭をやられておる、また背後からピストルで心臓を射抜かれて即死させられておる。こういうような非常な被害者が、全体で五百名以上に達しておるというやうなことであります。しかも、ほうたいを巻いて、あるいは新宿界隈を歩いておつた、あるいは自動車に乗つて都内を行つておつた、こういうやうな人々たちを、騒擾罪の容疑者として警官は逮捕して、これをひっぱつておるわけであ

ります。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

る事実から見て、私はこういう法案がなくても、そのくらいにめちやにやれる世の中の状態になつてゐる。そこで、それでは何がゆゑにこの法案をつくるのであるかといふことを考へてみますと、私としては、これは結局行政権、あるいはもつと云つて警察権、あるいはもつとはつきり言つて秘密警察、あるいは特務、こういうものの行動の自由を保障させる、これを合法化する、そういうところにはむしろこの法律のねらいがあるのではなからうかと考へられる。従つて、先ほどから、また先般来から本委員会の審議におきまして各委員から、非常に濫用をおそれる——これは必ずしもこの法案に絶対反対でないといふ人々たちからも、濫用をおそれるというところが問題になつて来ます。しかし私は濫用をおそれるのではない、この法律のねらいは、むしろ濫用そのものが本質なのである。

○佐瀬委員長 風早君に注意いたしますが、先ほど前田君の動議によりまして、後刻政府より責任ある調査報告を受けることになつておりますから、質問の要旨だけを告げて、平野公述人からの陳述を願ふことにしてください。

○風早委員 私は事実そのものの検討を論議する必要はありません。そのやうな場合におきまして、結局警察官の一方的な認定で、この騒擾罪容疑者とする。しかも頭をけがして、他の箇所を歩いており、安全に通行している人々たちをつかまえるというやうな事実があつたわけである。このやうなことは、すでに破壊活動防止法案がまだ実施せられませんが、今日行われてい

いだらうと思ひます。  
○佐瀬委員長 午前中の審議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。  
午後一時十八分休憩

### 午後二時二十五分開議

○佐瀬委員長 これより休憩前に引続き会議を開きます。

昨日のメーデーに際しましては、騒擾事件が惹起されましたが、この事態はわが国独立直後のことで、国際政治の上に、また国内治安等の上において、まことに遺憾にたえない次第であります。時あたかも当委員会においては破壊活動防止法案を審議中のことであり、本事件につきその審議上重大な関心を持つ次第でありまして、この際政府より本事件の実態について、その説明を聴取したいと思ひます。

なおこの際、騒擾事件に関しては参考人として警視總監、また政府当局より法務総裁及び労働大臣が出席されるはずとなっておりますゆゑ、順次その状況の説明を聴取したいと思ひます。別に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐瀬委員長 御異議なければ、さうにとりかはります。

まず最初に警視總監田中栄一君より、参考人として供述いたしていただきます。田中警視總監には、取締り当局として、昨日のメーデーに対する対策がどう講ぜられておつたか、また昨日の騒擾事件の概況はどうであつたか、その点を中心にして御説明をお願いしたいと思います。田中栄一君。

○田中参考人 昨日講和独立後第一回のメーデーが開催されました、警察当局

局といたしましては、こうした意義あるメーデーが、きわめて厳肅に、また平和裡に、しかも明朗に行われるように要望いたしました。主催者である総評の幹部の方々と、メーデーの実施に對しましては相当緊密な連絡をとりまして、事前準備にかかつたのであります。

今回の第二十三回メーデー中央大会に對する事前措置といたしましては、実行委員会は座別系労組との統一メーデーを決定いたしました。さらに二十九日には民衆系朝鮮人メーデー中央對策委員会の参加申入れを受諾するに及びまして、実は主催者側として大きな負担を意圖せられたと考えます。さらにその他学連も含めて中央大会が開かれるという事になりまして、總評側とされまして警視總監に連絡をとられまして、当局とも常に連絡をとられておつたのであります。そこで今回のメーデーにあたりましては、メーデー主催者側としては、警視庁側と連絡をとつて、凶器の携帯その他危険物の携帯等は、これを厳重に参加側に申入れをしまして、そういうようなものは絶対持ち込まないようということ、主催者側からもかね／＼参加の団体には申し伝えておつたのであります。そこでメーデーの実施にあたりまして、あそこを地図を掲げたのでございすが、大体五方面にわかれてメーデーを実施するということがございまして、一部は神宮外苑を出発して渋谷駅附近で解散する。一部は四谷塩町から大木戸を通つて新宿駅附近で解散をする。これが第二隊であります。それから一隊は外ばりを通りまして九段に出、九段から飯田町の附近に出、

それから後樂園の附近において解散をするというのが一隊。それから第四隊といたしまして、南部の部隊であります。これは赤坂の溜池から虎ノ門、田村町に出まして、それから日比谷公園に入る。これが第四隊であります。それから中部のメーデー部隊としましては、これは赤坂見附に出まして、それから永田町のところを右折しまして国会のうしろに出まして、そうして総理官邸の横を通つて人事院ビルの横に出まして、それから霞ヶ関を通つて日比谷公園に入る。そこで南部の部隊とそれから中部の部隊が、日比谷公園の両側において解散をするということになつたのであります。大体中部に属する労組人員は約六万、東部一万二千、西部は四千七百、南部は一万四千、北部は九千五百、現在問題になりましたのは中部の六万、東部の一万二千が問題になつたのであります。そこで主催者側とせられまして、今回こうしたきわめて尖鋭煽動の分子が入りますので、その編成にも相当意を用いて、これを中間に入れるとかいふ／＼の工作をいたしたのであります。それから、あるいは他の方面にもこれを振り向けるというふうなことも努力されたのであります。これらのものは全然主催者側の命令に服せず、いよく／＼デモ隊が進行を始めますや、金学連並びに都学連に属する学生約五千名、それから朝鮮人——これは全部が北鮮系でありますや、約二千五百人くらい、それから地区委員、これが大体約二千と算定いたしておりますが、約一万名に近しいものがまず行進を開始いたしますや、途中から隊伍を整えましてかけ

足でメーデー部隊の先頭に立つたのであります。そうして普通一般の他の部隊はプラス・バンドを先頭に立てて、きわめて明朗に秩序正しく正々堂々と進行いたしましたのであります。これらの尖鋭煽動分子の一隊は、かけ足で算を乱してこれらの列を追い抜きまして、そうして中部並びに東部のメーデー部隊の先頭にいずれも立つたのであります。これらのものは一般のメーデーとは全然分離独立した形におけるメーデーになりました。相当短時間のうちに日比谷公園に到着いたしましたわけでありまして、そうして日比谷公園に到着いたしましたや、主として学生並びに北鮮系の朝鮮人は、人民広場を闊いといふようなことを盛んに叫びまして、その一隊は日比谷公園を出始めたのであります。そうしてその附近に警戒をいたしておりました警官隊と衝突いたしました。警官隊は、数の上で圧倒的にこれを制圧いたしました。馬場先門に進出したしまして、ここを警戒しておりました警官もこれを排除しながら、二重橋方面に喚声をあげて突進を始めたいのは、この中に加藤泰治というおりました隊長であります。これは約三箇中隊、一箇中隊七十人として約二百十人の部下を率いて、皇居外苑を守つておつたのであります。この一部暴徒が喚声をあげて宮城に向つて突進を始めましたので、これらの二百十名を率いて、この部隊をかけたけまして、そうしてあの前にもこの二百十名が体を犠牲に供して、この六千の暴徒と闘つたのであります。そして他の部隊が到着するまで相当長時間、この二百十名の部隊によつてこれを守

り続けたのであります。私は警察官としこの二百十名の真勢をもつて、少くも六千以上のものを数十分間持ちこたえたといふことは、まことに偉大なべきものであらうかと考えております。やがて制圧されんといたしましたので、やむを得ずあるいは催涙弾を投じ、あるいは拳銃発射をいたしました。逐次これらの暴徒を制圧いたしました。やがて到着いたしました応援隊と協力いたしまして、これを祝田橋通りの自動車道路から向うに追ひのけたのであります。そうしてやがて到着部隊が続々来着いたしましたので、これらの部隊と協力いたしまして皇居外苑から逐次暴徒を一掃いたしました。四時半には大体皇居外苑は大部分平靜に復したのであります。

この乱闘の中におきまして、暴徒はあるいはプラカードの板をはずしまして、くぎを打つたものによつて警察官をなぐる、ける、打つ。それから長い竹の先に相当鋭いやりみたいなものをつけて、二箇余の長いやりを持つて警察官を突きまくる。あるいはまた野球のバットでなぐる。そのほかありとあらゆる、まことに鬼畜にひとしいこうした残虐な行動をとつたのであります。まことに私も同じ日本人といたしまして、こうした鬼畜にひとしい残虐な行動をするといふことを、遺憾にたえないのであります。これがために警察官で負傷いたしました者は、重傷者六十八名、軽傷者六百七十七名、計七百四十七名の負傷者を出したのであります。しかし警察官はいずれも負傷はいたしましたけれども、絶対に現場を去らずに、最後まで敢闘いたしましたことは、まことに私もとし

り続けたのであります。私は警察官としこの二百十名の真勢をもつて、少くも六千以上のものを数十分間持ちこたえたといふことは、まことに偉大なべきものであらうかと考えております。やがて制圧されんといたしましたので、やむを得ずあるいは催涙弾を投じ、あるいは拳銃発射をいたしました。逐次これらの暴徒を制圧いたしました。やがて到着いたしました応援隊と協力いたしまして、これを祝田橋通りの自動車道路から向うに追ひのけたのであります。そうしてやがて到着部隊が続々来着いたしましたので、これらの部隊と協力いたしまして皇居外苑から逐次暴徒を一掃いたしました。四時半には大体皇居外苑は大部分平靜に復したのであります。

この乱闘の中におきまして、暴徒はあるいはプラカードの板をはずしまして、くぎを打つたものによつて警察官をなぐる、ける、打つ。それから長い竹の先に相当鋭いやりみたいなものをつけて、二箇余の長いやりを持つて警察官を突きまくる。あるいはまた野球のバットでなぐる。そのほかありとあらゆる、まことに鬼畜にひとしいこうした残虐な行動をとつたのであります。まことに私も同じ日本人といたしまして、こうした鬼畜にひとしい残虐な行動をするといふことを、遺憾にたえないのであります。これがために警察官で負傷いたしました者は、重傷者六十八名、軽傷者六百七十七名、計七百四十七名の負傷者を出したのであります。しかし警察官はいずれも負傷はいたしましたけれども、絶対に現場を去らずに、最後まで敢闘いたしましたことは、まことに私もとし

り続けたのであります。私は警察官としこの二百十名の真勢をもつて、少くも六千以上のものを数十分間持ちこたえたといふことは、まことに偉大なべきものであらうかと考えております。やがて制圧されんといたしましたので、やむを得ずあるいは催涙弾を投じ、あるいは拳銃発射をいたしました。逐次これらの暴徒を制圧いたしました。やがて到着いたしました応援隊と協力いたしまして、これを祝田橋通りの自動車道路から向うに追ひのけたのであります。そうしてやがて到着部隊が続々来着いたしましたので、これらの部隊と協力いたしまして皇居外苑から逐次暴徒を一掃いたしました。四時半には大体皇居外苑は大部分平靜に復したのであります。

ましてうれしく存する次第であります。特にここで御紹介申し上げたいのは、私が鬼畜にひとしい行為と申し上げましたのは、警察官がほりに大分投げ込まれた。それを救おうと思つて警察官が行くとそれを投げる。そうしてやがて警察官がほりから上ろうとする者を、さらに大きな石でもつて上から何回も頭を打つ、そうしてなぐる、また水の中に落される、上る、また落す。かくのごとき残虐なる行為を……

〔警官はピストル持つてゐるじやないか〕「何だ」「黙れ」と呼び、その他発言する者多し」

○佐瀬委員長 静粛に願います。

○田中参考人 それからまた多数の暴徒によつて人事不省に陥つてゐる警察官を、ほりの中に投げ込む。かくのごときまことに鬼畜にひとしい残虐なる行動をとつたことは、私どもとしましては実に遺憾にたえないのであります。そのほか今回の暴動におきまして、あるいは進駐軍の自動車焼き払つたり、あるいは何ら罪のない外国人に対して暴行を働くということは、まことに遺憾にたえないのであります。〔罪がないことではない〕と呼ぶ者あり、罪がないというのは、暴行もせず、ただ普通に歩いている外国人に対していきなり暴行するということは、私ははなはだしからぬことであらうと考えるのであります。そこで……

○佐瀬委員長 なお一応の御説明を伺つた上で、ただしておきたい点が数点あるのではありませんが、武器あるいは暴徒の戦術等から見て、今までの捜査の段階から、組織的、計画的であつたかどうか、あるいは背後の思想団体の関係はどうであつたか、また現在審議中

の破防法案との関係について、感想はどうかという点について、御意見を承りたいと思ひます。

○田中参考人 今回の暴徒のやり方は、全然メーデーというものは別な行動でありまして、いわゆるメーデーを利用した一つの暴力破壊活動であるというふうには私は考えておりまして、情報等も入手いたしまして、相当暴力行為等が行われたということも予想はいたしておつたのであります。ただ当局側といたしましては、これらの暴徒と、繁華街におきまして、町の中において乱闘をいたしますことは、一般の通行人等に非常な死傷者を出したり、あるいはその他の物件に損壊を来し、あるいは非常な損失を来すようなこともありますので、こういう点を考慮いたしまして、皇居前の広場に入れました。乱闘をいたしたような次第であります。それから今回の暴徒の使用した凶器は、まづた警察官がかりにはそのほか妨害をなすものに対して、これを殺傷する目的を持った凶器のみであります。これらは全部証拠物件として押収をいたしております。従つて、いずれはどのような凶器を使つたかということが、はつきり国民の前に発表されることと考えております。

それから今回の騒擾事件におきまして、メーデーそのものがきわめて平穩裡に、円満にまた厳肅に行われましたことは、私どもとしてまことにうれしく存する次第であります。一般の労働者がこうしたものに何ら誘惑されずに、総評幹部の指導した所定の場所において秩序正しく解散をし、しかもそれぞれ帰路についておりまして、ここにはつきり一線が画されておるといふ

ことであります。従つて私どもは、今回国会において御審議になつていらつしやいます破防法案につきましては、こうしたいわゆる騒擾事件についてのみこれが適用されるのであります。今回の労働組合のこの行動とは全然別にされた暴力行為でありまして、破防法案はこうした暴力行為についてのみ適用されるものであると私は考えるのであります。第一線の警察官として一日も早くこうした法案が成立いたしまして、日本の国内治安を守りたい、かように念願をいたしておる次第であります。

○佐瀬委員長 次は法務総裁木村篤太郎君にお願いいたしたいと思います。木村法務総裁には、本件に対する検挙状況あるいは将来の治安対策、特に審議中の破防法案との関係について、御意見及び感想を承つておきたいと思ひます。木村法務総裁。

○木村国務大臣 お答えいたします。まず第一に、講和条約発効後第一回のメーデーにおいて、かくのごとき不祥事を惹起いたしましたことは、私当分の責任大臣といたしまして、国民の前にまことに申訳ないということを、ここに述べさせていただきますのであります。

事件発生後、検察当局におきましては、ただちに騒擾罪の罪名をもつて検挙にとりかかりました。本日午前九時五十五分現在におきまして、検挙数が百四十二名に達しております。この被疑者は、いずれもただいまのところ黙秘権を行使しております。この黙秘権を行使するということが自体が、すでに犯罪事実を承認しているものであらうと私は考えるのであります。その後も

なお検挙にとりかかつておるのであります。今後も相当検挙されるものと考えております。

破防法につきましては、今警視總監から言われました通り、かような事犯について最も必要であるということを確認して疑わないのであります。ことにこの騒擾事件におきまして、群衆に対して扇動を起している事実が、幾多現われてゐるのであります。かような扇動に対しては、従来の法規をもつていたしましてはこれを取締る道がなかつたのであります。この破防法が通過いたしますと、かくのごとき危険な扇動者もこれを取締り得ることになりますので、ぜひとも破防法は通過を要望したいのであります。

なお今後の治安の問題に對しましては、私はぜひとも国民とともに、日本人はみづから手においてみづから守る、いわゆるみづから手において日本の治安を維持する、この精神をぜひとも持つていただきたい、こう考えるのであります。あるいは警察機構の改革その他幾多の問題がありますが、国民もこの事件を契機といたしまして、必ずやわれわれ政府の意のあるところを、十分くみとられることと確信して疑わないのであります。まづもつて先決問題として、ぜひとも破壊活動防止法案の通過を私は要望する次第であります。

○佐瀬委員長 なおこの際、あらためて法務総裁に御意見をたしておきたいのであります。外人の自動車焼却されたり、あるいは外人にして暴行を受けた、被害が相当あつたやに聞き及んでおるのでありますが、政府としてはこれに對していかなる措置を講ぜ

られるか、御方針を承つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 政府といたしましては、すでに岡崎外務大臣より遺憾の意を表しておりました。そしてその賠償問題につきましては、ただいま解決しておりませんが、米駐留軍におきましては、賠償問題のことについては、われわれは今のところは差迫つて考えていないということを、私は聞いておるのであります。

○佐瀬委員長 次は労働大臣吉武恵市君にお願いいたします。吉武労働大臣には、もつぱら労働組合運動の立場から、メーデーと昨日の騒擾事件に対する御意見を、調査に基いて御報告願ひたいと思ひます。吉武労働大臣。

○吉武国務大臣 昨日のメーデーにつきましては、すでに警視總監からあるいはお話があつたかも知れませんが、総評が主体となりまして、明治神宮外苑で行われたのであります。最初から非常に規律を守りまして、平穩に議事が進行しておつたのであります。最後の少し前ごろになりまして、時間的にいうと十二時近くでございます。ほとんど行事が平穩に終りかけたところに、石川島造船におきまして左翼分子が参りまして、自分たちにも演説をさせるというのを、メーデーの主催者の幹部に折衝を始めたのであります。そのすきに背後におりました全学連の人々が台の上のかけ上りまして、台を占拠してしまつて、マイクをこわすというところから混乱が始まつたのであります。そこでメーデーの主催者であります島上君その他の幹部がこれを制止しましたが、なか／＼聞かない。やむを得ず行事をそこ／＼にいたしまして、

行進に移れ、そして早く解散をするという事で、それ／＼の班にわかれまして行進が始まったのであります。東部の班は後園に参りまして解散をしており、それから西部の班は渋谷駅に参りまして、予定通り平穩に散会をしております。南部の者は市政会館に行つておりますが、これもいゆる労働組合としては平穩に散会をしておるのであります。それから北部の班は新宿に向いて、これまた平穩に散会をしておるのであります。ところが中央の班が行進を始めまして、先頭に東交の組合が秩序正しく行進をしておつたのであります。青山一町目近くになりまして、その後から全学連と朝連の連中がかけ足でもつてその班を追いついて、先頭に立つて秩序を乱しながら行進を始めたのであります。従いまして東交の人々はそれらと一緒に行くことを好みませんで、相当距離を引離しながら予定の日比谷公園に入つて行きました。総評の組織労働者は予定通り日比谷公園で散会をしております。ところが日比谷公園に先頭を切りまして入り込んだ全学連の約五千近くの者と、朝連の二千近くの者は、日比谷公園に残りまして、そして二時半ごろになつて南の口からいゆる馬場先門にかけて、全学連が行進を始めおるのであります。その途中で自動車その他にも乱暴いたしまして、馬場先門から皇居前広場に入りまして、二重橋近くまで侵入をいたしております。そこでいざこざがあつて、警察官によつて一旦これを中央部まで押し返してありますうちに、日比谷公園におりました朝連の者どもがかけつけまして、これが日比谷公園口から入り

ましてこれと合体をして、また再び混乱に陥つた状態でござります。従いまして皇居前広場における昨日のあの騒動の中には、いゆる組織労働者としてはほとんど加つておりません。あとそこに入り込んだのは全学連と朝連と自由労働者の一部と、それからいゆる産別系統に属します全金属の一部が加つていたように思ひます。先ほど警視總監からも話がございましたように、今日の組織労働者は総同盟でありまして、あるいは総評でありまして、やはり組合というものの立場を自覚されて、できるだけメーデーを規律正しく行おうという努力を払われた点につきましては、私どもは敬意を表しておる次第であります。

○佐瀬委員長 これにて政府及び参考人の説明は一応終了いたしました。これに対する質疑は後日に譲ることといたします。これにて本議事を終了いたします。

○佐瀬委員長 次に破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案について公述人各位より御意見を承ることといたします。

委員長として公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

これら三法案は去る四月十七日本院に提出、同日日本委員会に付託され、爾來本委員会において慎重審議を重ねておるのであります。これら三法案は平和条約の効力の発生後の事態にかんがみまして、暴力主義的破壊活動による危険を防止して、公共の安全の確保に寄与する目的を持つものであります。団体の活動として暴力主義的破壊活動を行

つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に關する刑罰規定を補整せんとするものであります。暴力主義的破壊活動の意義、またこれら三案に表れた諸規定と、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者が団結し、団体行動をとる権利、その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利との調整等につきまして、各方面より種々見解が表明されつゝあるものであります。わが国の今後の治安対策上から見まして、この法案はきわめて重要なものであることは言うまでもございません。

本委員会は党派を超越してあらゆる角度から慎重審議を反し、国民の負託にこたえないと考える次第であります。よつてこの際広く各界人士の御意見を承り、もつて本委員会の審査に資するため、ここに公聴会を開会し、各位の御出席を願つた次第であります。各位は各界における専門的權威者でありますから、それ／＼の立場から、国家国民のために簡明率直に、その専門的御意見を述べていただきたいのであります。

次に議事の進め方について念のため申し上げます。公述人各位の御発言は発言台でお願いいたし、御意見陳述の前にまず御身分、御職業、お名前等を御紹介願ひます。御意見の陳述はおおむね十五分以内におまとめ願ひたいのであります。公述人の御発言の順序は、大體名簿の順序によることといたします。なお衆議院規則の定めるところによりまして、発言の際は委員長の許可を得ることになつており、発言の内容は意見を聞こうとする案件の範囲を越えてはならないことになつており

ます。また委員は公述人に質疑をすることができ、公述人は委員に対して質疑することができませんから、この点もあわせてお含みおきを願ひたいのであります。公述人の御意見に対する委員の質疑は、公述人全部の発言が終つた後に、通告によりましてお許しをいたします。

それではこれより順次公述人各位の御意見の御開陳を願うことにいたします。○鶴岡信成君。――鶴岡君には、行政法学者として、本法案に定められた団体規制を行政的処分によることと、司法的処分によることと、いずれが妥当であるかという点をも含めて、本法案に対する御批判と御意見を述べていただきたいと思ふ次第であります。

○鶴岡公述人 私は東京大学の鶴岡であります。今日の治安状況がいろいろ／＼わづかしい問題を含んでいるという点は、私も相当考慮いたしました。この法案がこの問題を正しく解決する方法ではないというふうに考えますので、私はこの法案に反対をいたします。反対の論点は五つござりますが、順次申し上げます。

第一点は、この法案の他のあらゆる部分がかかりに妥当なものであるといたしましても、この法案の定めております行政的規律の手続というものが、このような場合に要求されます行政的手続の要件を満たしていないということであり、極端な言葉で申しますれば、この行政的手続は憲法第三十一条の適法手続の保障に反するのではないかと云う点であります。およそ行政的手続によつて国民の生命または自由を奪う場合には、それが公正な手続の要件に合致しているということを必要と

するのであります。この要件については憲法三十一条は詳細には申しておりませんが、一般に理解されておるところでは、その手続が必ずこれによつて生命または自由を奪われる者に対して、公正な聴聞の機会を与える。特に自己に不利な証拠に対してはこれを再審いたしました、必要な反対尋問をする機会が与えられるということが、公正なる手続の要件であります。しかるに破壊活動防止法案の第二十一条が規定しております手続というものは、この要件を十分に満たしていないのであります。審理官が作成しました調書あるいは文書を材料にいたしまして、公安審査委員会が書面による審理をして決定をするということになつております。もつとも憲法第三十一条がはたして行政的手続に關する公正な手続の保障をしているかどうかという点については、学説の争ひがござりますが、しかし少くとも三十一条が要求している要件の精神には反するのではないか、かように考えますので、まずこの点からこの法案に反対をいたします。

次に第二点といたしまして、かりに行政的手続が妥当なものであるといたしましても、その行政的処分に対して司法的な救済が十分に与えられておらない。それはなぜかと申しますと、第二十四条によりまして、公安審査委員会による規制処分というものは、ただちに執行力を生ずることになつておりまして、事後においてその処分を争う場合には、行政訴訟を起しまして救済を求めるのははかない。しかるにこの場合の訴訟の提起は、処分の執行停止をかりに求めまして、これに対しては行



の条件を定めることをきめました憲法第二十七条。この三つであるというふうに考えます。これらの権利に対しては確かに公共の福祉の見地から、法律をもつて必要な規制を加えることができると思ひます。しかしその他の自由は、これは公共の福祉の名前においても制限することはできません。ただ現実にはその権利の行使の結果として、他の国民の基本的な権利が侵害された場合には、当然法律の定める一定の措置を受ける、かように私は考えます。

○佐瀬委員長 御意見の点はよくわかりました。

次に石川達三君にお願いいたします。石川達三君には言論、表現、出版の自由の問題の立場から、また特に作家としての御体験に基いた御意見を述べていただきたいと思ひます。

○石川公述人 石川達三であります。日本文芸家協会の理事長であります。私はこの破防法の立案された最初の動機そのものに、不純なものがあるというふうに考えます。それはこの提案理由の最初にもありますが、この提案理由の最初の方を読んでみますと、この法律をつくらうという最初の動機は、共産党の活動を取締らうというのが明らかな趣旨であるというように私は解釈できます。ところが現在まだ共産党は合法政党であるという立場からだと思ひますが、この法案のどこにも共産党という言葉は一切も使っておりません。従つて共産党という言葉を使ひにしてこの法案を作成されたために、非常に広範囲なものになつております。これは必ず将来に民主政治を破壊する何かのきつかけになるに違ひないと思ひます。たとへば現在私ども

は必要な手続を経なければ、刀の類を所持することはできません。ところがこの場合に刀剣という言葉を使わなければどうなるか。必要な手続を経ずして、人を殺傷し得る物品器具を所持したものは処罰する、こういう形になります。そうすると大工のみも人を殺傷することができるとし、畳屋の針も人を殺すことができる。これは全部届出をしなければ処罰される、こういう形になります。でありますから、ここには共産主義と正面から言えなかつた理由はあると思ひますけれども、それを言わなかつたために、この法案自体が非常に悪質になり、そしてたゞさんの無辜の人間に非常に大きな迷惑をかける。そういう形の法律がここに立案されておると私は思ひます。

次にこの法案の用語があいまいであるという点は、皆さんがもはや指摘されておると思ひますが、たとえば正当な活動を制限しない、あるいは不当に制限してはならない、こういう言葉があります。その正当とは何であるか。不当とは何であるか。これは処罰される側の民間の解釈は決して採用されないというところは、私どもの常識であります。必ずこれは処罰する側の取締り当局の解釈でありまして、われわれが正当であると言つても当局は正当でない、われわれが不当な制限だと言つても、当局はいや正当なる制限だと言ひにきまつておるのであります。こういう用語が、私どもが決してこの法律に安心できない非常に大きな原因になつております。たとえばあの東条内閣のときですら、民衆の言論を暢達させるといふ言葉だけはありました。ところが、私どもの言論というものは完全

に封じられておつた。つまり言論暢達ということ自体の解釈がもはや非常に違つてゐる。ことに破壊活動という言葉がございしますが、この破壊という言葉は一体何を意味するのか。これはたとえば皆さん方のお考えと私の考え自体に、もはや食い違いがあると思ひます。ことに一方では破壊活動と言ひけれども、他方ではこれは建設活動だという解釈すらあり得るだらうと思ひます。この法律ができて上つたならば、必ず官僚独裁政治が助長される。そうしてこういうふうな法律を作成すること自体が、私ども国民に対しては一つの破壊活動ではないか、私はそういう疑いを持ちます。それから刑法七十七條、七十八條、七十九條——私は法律のことにはよくわかりませんが、これは明治四十年に制定された法律のようでありまして、この法律の条文を見てみますと、「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ」云々という言葉があります。ここに使われておる政府という概念は、私どもが今日考へておる政府ではありません。これはその当時の明治天皇のもとにある特權政府であります。私どもの現在考へる、またさうなくしてはならないところの民主国家の民主的な政府ではありません。そのすぐあとに「其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的シテ」云々という言葉があります。この朝憲を紊乱するという言葉ではなく、私どもの今考へ得る言葉ではなくて、天皇は神聖にして侵すべからずという古い概念から出発した用語であります。内乱という言葉の概念もそれに従つて違つて来るに違ひない。要するに刑法七十七條、七十八條、七十九條というものは、現在の民主国家である

ところの日本に当てはめるべき条文ではなくて過去の遺物である。こういう過去の法律の条文を基準にして、破壊活動という言葉が定義されております。これはその破壊活動の認識自体が非常に非民主的でありまして、従つて破壊活動防止法というものの、また非常に非民主的な考え方にも立脚して立案されておる、私はそういうふうに考えます。この法案を解釈してみますと、天皇を批判することはできなくなる。また天皇制というものを批判することもできなくなる。そうして天皇がみずから自分は神でも何でもなく、人間であるという宣言をされておるにかかわらず、再び天皇を神格化するような事態が出て来るかもしれない。議会の中でさえも、天皇制については云々することができないという状況が必ず出て来るであらう。そうして政府は一種の特權政府になるだらう。もしも私の考へるようなそういう予想が正しければ、せつかく日本が民主国家として再出発しようとするその民主国家の実体は、完全に失われることになると思ひます。

それからこの法案は破壊活動を防止するといふ法案であつて、予防が非常に大きい目的になつておるように思ひますが、予防といふことがどれほど恐ろしいことであるかは、皆さんも十分に御承知であらうと思ひます。戦争末期にありました有名な横濱事件、あのときは細川嘉六氏を中心として、雑誌記者その他三十四名が横浜の警察に留置されまして、そのうち留置場で非常な拷問に耐えかねて死んだ者が二名、釈放されてからすぐ死んだ者が一名、三十何名のうち三人までが殺されております。ところがこの三十四名は全部

無実の罪でありました。ところがそのときに、貴族院、衆議院両方およそ八百五十名の議員たちは、一言もこれに触れておりません。それは予防といふことがどんなに恐ろしいことであつたかといふことを、証明しておると思ひます。言論が弾圧されたのも一つの予防であります。それからこの無実の人たちが留置場につながれたということも、一つの予防であります。私の友人のある評論家は日華事変の初めです、上海へ行きまして、中国の作家たちと二、三回会つていろいろ話をし、帰つて来た。帰つて来てから間もなく杉並の警察署につかまりまして、何かして来たに違ひないというたゞそれだけの理由によつて、約十箇月留置されましたが、一度も法廷に出されたことはなく、何となく杉並警察署におつて、何となく出されて参りました。そうして戦後になつてから頭がおかしくなつて死んでしまつた。これも一つの予防の結果であります。今日まで日本の警察が予防活動によつて犯した罪は、どのくらい大きなものであるかわからない。あのような予防活動を再び繰返されるというところは、これは民主社会においてあり得べきことではな

い。過去十年間私どもの国家は決して私どもの味方ではなかつた。常にわれわれに対して加害者であります。今再びわれわれに対してさらには大きな害を加えるような法案が作成されるというところに、私どもは賛成できません。この法律ができませんと、公安調査庁といふようなものができまして、予防活動はさらに一層活発になりま

独裁が強化されるに違いない。民主国家というよりは、私はむしろ官主国家と言いたい。

私もやはり自分の自衛の立場から、こういう国家の迫害から自分を守る行動をしなければならぬ。それには私も最後の頼みとするのは言論の自由であります。ところがこの法案は、私も最後の頼みであるところの言論の自由を抑圧しようとする性質を多分に持つてゐる。言論の自由について、議会は私もより少しく軽くこの問題を見られてゐるのではないかと、いふように私は考えます。しかし議会对する言論の自由は、議会だけで成り立つものではなくて、これは民間の支持があつて初めて成り立つものである。たとへばあの戦争中の翼賛議会というものは何であつたか。それは議会在軍部や警察の弾圧に屈して、言論の自由を防衛することを怠つたために、民間の言論がごとく自由を失ひ、新聞が何ら正当な発言をすることができなかつた。この新聞の言論の支持がなかつたために、議員諸君が議会の中で言論の自由を失つた。そこでああいうふうな翼賛議会というものができて、実に恥ずべき議会の歴史を残しておるわけでありませう。議員であるところの皆さんが、もしも民間の言論の自由を擁護されないならば、皆さんの議会对する言論が、ただちに自由を失うということをお考え願ひたい。私は戦争中にいろ／＼な取締りを受けまして、あるときには公判廷に引出されたこともありました。そのときには裁判所自体がもはや軍部の強権に屈しておりました。検事も判事も軍部の鼻息をうかがうような態度で、それ

はもうはつきりした態度でありました。もしも言論の自由を失うならば、それは言論を失うだけではなくて、政治も腐つて来るし法律も腐つて来るし、あらゆるものがここから腐敗して来る、私はそういうふうに信じております。

それからこの法案の提案理由の中に、治安が非常に悪いからこういう法律が必要だといふふうに書かれてあります。先ほど警視總監も、このように治安が悪いから、できるだけ早くこの法案を通過さしてもらいたいと言われおりました。しかしながらこの提案理由を読んでみまして、治安がなぜ悪くなつたかといふことについては、何も反省されておられません。ただ治安が悪いからこれを取締るというだけでありませう。日本の国民もまたたかかわいそうな国民であります。この長い間に家を焼かれ食糧を失ひ、あるいは親子兄弟を失ひ、高い税金を払つて、戦後に新しい世の中が出て来るかと思つてゐたのに、まるで昔と同じような、あるいはそれ以上の官僚国家ができて、そうして警察も非常に強くなつて来た。一体これで国民が安心して日本の中で生活できるかどうか。これも考えなければならぬ。善良な国民がなぜ破壊活動をしなればならぬのか。ここには非常に大きな国家の罪、政府の罪あるいは官僚の罪がありませう。政治が正しく行われておるならば、今日の破壊活動はこんなにはげしいものにならないだらうといふことは、むしろ常識でありませう。それを改めようとする努力がもつと／＼盛んでなくてはならぬ。強権によつて今日の治安の不安なところを取締ろうといふのは、一番安易な手段であつて、一番拙劣な手段であります。たとへば権によつて今日の治安の乱れを取締つたにしても、その根本はいささかも改革されてない。これでは一時のがれのごまかしの法律にすぎないという結果が、出て来はしないかと思ふ。そういうごまかしの一時のがれの法律がつけられて、そしてまたしても民衆が犠牲にならなければならぬ。これは私どもの耐え切れないうところでありませう。私は法務委員である皆さんが、こういう民主政体を破壊するような法律を制定して、後世に汚名を残されることをのぞいて希望する次第であります。

○佐瀬委員長 石川公述人は、国家と個人の関係をいかに文字者として理解されてゐるか。それから本法案に對しては、運用の面で非常に濫用されるきらいがある、また拡張されるきらいがあるといふところから、反対されておるようでありませう。国家として治安対策なり治安立法が全然必要ないといふ御意見になるのかどうか。その二点を伺つておきたいと思ひます。

○石川公述人 国家が治安に対して何かの法律をつくらなければならぬといふことは、明瞭なことでありませう。しかし最初にも申しましたように、この法案の中に、共産党の活動を取締つたにもかかわらず、共産党という文字を用いてゐない。そこで、この法律が非常に広汎な人間を処罰しなければならぬような、悪質な法案になつておると私は考えます。

○佐瀬委員長 次は、長野国助君にお願いいたします。長野君には、特に人権擁護の立場から、本法案に対する弁護士の輿論及び公述人個人の御意見を承りたいと思ひます。

○長野公述人 私が会長をしております日本弁護士会連合会におきまして、最近本問題を審議するために、かねてできておりますところの国会対策委員会、並びに最近できました治安対策委員会、双方へ併合いたしましたして審議を遂げつたのであります。他の問題と違ひまして立法に關する重大なる問題でございますから、日本弁護士会連合会といひましたら、その結果が賛成であつても反対であつても、一応の意思表示をすべきがその役目である。かようにも考えられますので、いろいろ結論に到達すべく審議してゐるわけでありませう。しかしながら過去二、三回審議をいたしましたけれども、いまだその結論には達しておりませんので、会の意向はこれ／＼であるところまでは申し上げますが、しかしながら御参考に申し上げますと、本法案に對して絶対反対であるといふ委員はまず少い。しかしこの法案はさきの治安維持法ほどではないにしても、相当悪用される危険もある。また部分的に見ますと相当修正する必要があるが、しかしながら現下の国情、ことに社会の治安状態で見るとやむを得ないじやないかといふ意見の委員の方が、まず多いのであります。そこでこれに反対される委員の意見を簡単に申し上げますと、大体この破壊法によつて対象としてゐるところの犯罪は、刑法にことごとくあるじやないか。新しい種類の犯罪は一つもない。して新しいといへば七十七条等を実現するため、その正当性、必要性を主張した文

書云々などを見ると、この規定だけがよくやく新しいといへば言える。その他はことごとく刑法に定めてある犯罪なのであるが、刑法を適当に利用するならば、何もかような大げさな法案を設ける必要はないじやないかといふ点、あるいはこれは全面的に言論、思想その他憲法で保障してゐる権利を阻害する文字であるから、根本がいけないのであるといふ説もある。大体さうな二つの意見が代表的な反対。それで先ほどやむを得ないじやないかといふ側の委員が多いと申しましたが、この委員でも、このままでよろしいという人は一人もない。やはり若干の修正をしなければいけないのだといふのです。

その修正を要し、あるいは削除を要するおもな点について申し上げますと、第一この立案の精神は、たゞ／＼法務總裁あたりから議会で説明されたところによると、その規制される対象となるものは、団体もしくは団体のメンバーでなければならぬように説明されてゐる。しかしながらこの罰則など見ますと必ずしもそうじやない。団体もしくは団体のメンバーでなくてもよろしいように規定されてゐる。もしこれが初め説明された通り、団体もしくは団体のメンバーのみを罰する精神ならば、この規定は、ことに罰則の点などには明瞭にする必要がある。しかしながら前後の解釈によりますと、あんな場合にはやはり団体並びに団体のメンバーでなくとも、処罰されるように書いてあるところが、非常に不安を感じる。それから施策を批判することについて、「主義若しくは施策」となつてい

るが、この施策については国民がみな自分たちの大問題であり、利害関係のあることであるから、相当施策については批判を加えることは当然である。この点についても施策という文字は、少くとも除いてもらいたいというような意見がある。

それから騒擾罪、第三条の二のイに書いてある騒擾に関する規定であります。これは大衆運動に非常に影響がある。大衆運動というものは、労働争議もそうですが、幾らか騒擾性を帯びておる。騒擾といつても程度の問題でありまして、とにかく多数集まりますとそう静謐なわけには行かない。これは大衆運動にも影響することであるから、これも適当に考えてもらいたい。

それから次のリの問題でありますけれども、たとえば凶器または毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五条公務執行妨害に関する規定、これも多衆全部の人が凶器を携えておるならばやむを得ないかもしれませんが、そのうちの何人かが携えておれば、携えていない者もこれにひつかかるという危険が十分にある。この点も立法技術上よほど適当にやつてくださるゝと、思わざる被害者が出やすいという心配もしておる。

それから騒動云々の問題であります。これは今までの議論を踏まえて、注意をいたさないと、学者の尊敬すべき意見などが取縮されるおそれもあるものであります。この点につきましても弁護士会としては憂慮しておるものであります。かりにこの法案の成立をやむを得ないとしたとしても、これによりましてたとい処罰せら

れないまでも、思想、言論の圧迫を感じ、人権阻害のおそれがあり、かつ萎縮せしめるといふような心配が多分にあることを憂えておるのであります。それからもう一つは、かような法律を現在のような社会状態のときに公布して、はたしてきき目があるかどう

か、目的を達し得るかどうか、あるいはかえつて激発して、さらに不穏な行動が世の中に発生するようなことがないであらうかといふようなことを、やはり心配しております。

大衆弁護士会あたりの賛成並びに反対についての意見の概要は、かような次第であります。そこで私長野個人の意見はどうかと申しますと、相当な修正をするならば、あるいはやむを得ないじやないかと考えておる次第でございます。

○佐藤委員長 次は菊川忠雄君にお願いたします。菊川忠雄君は、もつぱら労働組合運動の御体験に基いての御意見を述べていただきたいと思ひます。菊川忠雄君。

○菊川公述人 私は被防法案についてはこれに反対する立場から、若干の見解を述べてみたいと思ひます。

私の結論を先に申し上げますと、今日いわれる暴力を手段として政治的目的を実現する企てのもとに、非法的な団体組織が実践活動を行つておるといふことは認むるものであります。そしてまたこれが対策は緊急を要し、万全のものでなければならぬので、もし現行刑法その他で十分であるとすれば、立法的な措置も必要として認めるにやぶさかでないものでありますけれども、なおかつ一応これらの前提に立つてみましても、この被防法案の内

容並びにこれが実施後の効果について考えてみると、民主主義日本の国民の自由、特に労働者の基本的な人権に重大な影響を与え、民主主義の正常な健全な発展を阻害し、かえつて暴力主義的な非法活動の乗ずる結果を招くといふことにもなると思はれますので、反対をしなければならぬ、こう考えておるのであります。ことに自由な民主主義労働組合運動の立場にとつては、このような治安的な立法が出現することによつて、この面から警察権力などが介入する糸口をつくることになり、それが今後機会あるごとに濫用されるおそれが十分にあるのであつて、その結果正常な労働組合の運動がゆがめられ、あるいは抑圧をされ、ひいては、日本の独立の完全な達成のための基本線が民主主義の推進にあるにかかわらず、これが妨げられるといふことにもなりますので、この点においては労働運動の自由の問題、労働基本権の問題として非常に重大な関心を持ち、従来から慎重な検討を加えておるのであります。その結果民主的労働組合運動の立場に立つて、ほとんどすべての労働団体があげて反対しておる実情にあるのであります。

すでに公聴会その他の公述人の方々から、私と同じような見解について述べられておられますので、要点だけを二、三つけ加えてみますと、第一の暴力主義的な非法組織と、その破壊的活動が現在存在するという事実については、最近二、三箇月来の頻発する一連の暴力的な事件、もちろんこの中には、昨日メーデーにおけるところの一部分子によつて惹起された遺憾な騒擾的事件も含まれておるのであります。

が、こういう一連の暴力的な事件は、どう考えてみましても自然発生的なものではないのであつて、大部分が意識的、計画的であつて、特定の政治的目的のもとに行はれつつあることは、否定しがたいところであると思ひます。また一方日本共産党が昨年十月第五全協の決定による新テーゼによつて、新しい運動を展開いたしてありますが、この方針を二瞥いたしまして、講和後の日本をアメリカ帝国主義の軍事基地としての仕上げをされたものという判断の上に立つて、合法部面

の党はいわゆる民族解放国民戦線の前衛的役割を果すが、党の現在の力関係においては地下の運動、すなわち非法主義が重点とならざるを得ないのであつて、この部面は別のいわゆる軍事方針と相まつて、防衛隊あるいは武装隊の組織と関連して進められることになつておるのであります。このよう

な方針が最近の暴力的な事件に影響を与え、あるいは関連を持つておるであらうといふことも、これは否定しがたるところである。私は見ておるのであります。さらに将来このような傾向は、今日の内外情勢のもとにあつては、発展をするであらうことはいなめないと思ふのであります。さらにまたこのような傾向に対して、国民の間から正しい力強い批判が起らないとすれば、日本の民主主義と社会秩序は危機に立たされるという心配が十分にござ

います。従つて社会の一部からは、これに対抗するためには、暴には暴をもつてするといふ思想が横頭して、反共の名のもとにファシズムの直接行動の傾向が力を得て来るといふことも、当然に心配される点であります。私はむ

しろこの面が、より大きな心配の点であるとする考へておるのであります。でありますからして、こういうふうな事態に対処するためには、われわれはあくまでも民主主義を擁護し、これを推進するといふこの基本線の上に、問題の根本的な対策を立てなければならぬと思つておるのであります。言いかえしますならば、それだけの政治的意見、立場はお互いに十分に尊重し合

う。たとい少数意見でも、その民主主義的な立場において、聞くべきものは聞き、批判すべきものは批判をする。そうして常に国民の自由な判断と良識に訴へて、国民の協力的なものと国民的

な同結を強化して、そして問題を具体的に平和的に合理的に解決する、この道がなければならぬ、こう考へております。でありますから、このよう

うかという点につきましては、私は刑法その他関係法についての専門的な研究はしておりませんので、ここにこの言う暴力主義的な破壊活動は、その内容がなお不明確で、抽象的で、範囲はいたずらに広いというふうに見受けられるのでありまして、かかる性質の特別立法をしなければ、現行刑法だけではどうしても緊急措置ができないのかどうか、こういう点について、私も十分の判断をすることができません。けれども国民の一人として一般的に考えますならば、このような特別立法がなければ規制できないというふうな点を、どうも理解することができないのであります。でありますから、私も民主的な労働組合の観点におきましても、これらの諸点について、いろいろと関係専門家の意見を徴して参つたのでございまして、大体において、今日民主主義的労働団体の意見を総合いたしてみますと、このような暴力主義的な行為を、放任していいというものでもありません。また、いかにいふものでも、刑法に大体それ／＼適用規定があるのであるから、刑法を十分に活用して、具体的な行為について取締ればいいのであつて、ことに憲法違反の疑いのきわめて多いにもかかわらず、かかる抽象的な広汎な特別立法をする必要はないではないかというところに、大体意見の一致をいたしておりますのであります。

第三の点につきましては、すなわちこの破防法の内容とその効果についてであります。これはすでにそれぞれ専門の方々の公述の際に触れておられる点でございまして、一通り私どもの今日まで政府に対し、あるいは一般に対して要請いたしましたところの重要な問題の点について、列挙いたしてみたいと思つております。すなわち一つは、第二条の規制の基準であります。これは訓示規定であり、罰則がなく、単なる気安めの条項にすぎない。実際には不当な介入と制限が加えられるおそれがあるのであります。ことにこの点は、わが国の労働組合法には、御承知のように不当労働行為に対する取締りと処罰の規定があるものであります。ところがそれにもかかわらず、治安的な立法ができて、この面から民主主義労働組合に、労働法規によらない不当な抑圧が入り込んで来、労働者の団結権と団体行動権が骨抜きにされるということを、私はおそれるのであります。

二は、第三条の一のロ、二項の前半、二のロ、二のハは、あらゆる団体の行動に濫用される危険性があると考えられるのであります。

三は、第四条の公安審査委員会は、裁判所における第一審と同等の性格と実質的な効果を持ち、憲法第七十六条違反の疑いがあるものであります。さらに委員会への決定がなされ、官報に公示されると、ただちに行政処分が効力を発生しますが、これに不服を申し立てる被処分団体は、第二十四条二項に従い裁判所に訴訟を提起しても、その決着を見るまでは行政処分の実行は停止されないもので、控訴中の一般裁判より強権であり、そのために被処分団体は不当に弾圧されるということをおそれるのであります。

四は、処分の通知を受けた団体は、法第十三条に従つて弁明と反証の提出ができますが、第十五条には審理官の

一方的認定によつて、提出証拠を無視することができないわけでもないのではありません。第十五条但書は単なる訓示規定で、罰則がなく、気安めにすぎないので、この濫用防止は困難であると考えるのであります。

五は、各条項に見られる教唆、扇動の字句であります。基本的人権が不当に制約されるばかりでなく、この考へ方の導入によつて、現行刑法の理念を喪失せしめる危険があるのではないかと、というふうな点からいたしまして、こういうふうな点からいたしまして、むしろこういう内容の法案が実現いたしますならば、非合法活動に一般的に民主主義的な団体の活動を必要に迫り込むような結果が生れはしないか、そうして一步その運用を誤れば、かえつて大衆の同情が、かような面にすら集まつて来るといふ結果が起るのではないかと、おそれるのであります。

最後に、私も労働組合の直接の立場でございまして、ことに民主的な労働組合が、何ゆゑに重大な関心を持つて、これに反対しているかという点についての見解であります。これは先に述べましたように、治安的な立法が、しばしば治安維持の名のもとに、正常な労働組合の運動に干渉し、抑圧を加えて来たといふことは、過去の経験で十分に示されておるところであります。かつての治安警察法第十七条によりまして、労働者の正常な団体交渉、あるいはストライキ、これがいかに多くの犠牲者を出したかといふこと、さらにこれが際止ともいふ、入れかわりに出現した暴力行為等取締法が、立案当時の言明にもかかわらず、

実際は労働組合の正常な行為に対して、取締りを名としていかに弾圧的に運用されたかといふこと、さらにその後の治安維持法については、あらためて言うまでもないのであります。私は日本全体が政治、社会、生活とすべての面においてまだ民主化が未熟な段階にある今日、この破防法実施後の運営において、ひとり民主主義の擁護のために誤りない運用がされるということに期待もされないし、また信用もできないのであります。ことに本来非合法主義を意識して出発し、行動しておるところの団体の運動というものは、かかる法案が出現するであろうといふことも、また客観的な条件の中にあらかじめ計算に入れておるのでありますからして、結局この法案によつて不意に最も多くの影響を受けるものは、本来合法的に行動をするところの民主的な労働組合、その他民主的な団体の活動であるといふことになることは当然であります。しかもこういうことになりますれば、常にこの法案の規制に触れないといふことのために、みづからの自由な活動を自分でゆがめて行かなければならぬ。あるいはまたこれを権力者が濫用いたしますならば、自由な民主的な団体というものが、国家権力の意のままに、そのわくにはめられるというやうな形に利用されるという傾向も、生れて参るでありましよう。でありますからして今日私どもはこの法案のクラス、マイナスといふことを考えます場合に、むしろ非常なマイナスの面が多いといふことをいふわけに行かないのであります。ことに暴力主義的な非合法活動についてみましますと、今日ではたとえば先ほ

どの共産党の新しい方針を見てもわかりましように、それらの団体の構成分子が、その一つの団体のわく内に立てこもつて運動をするのではないのであつて、いわゆる統一戦線、共同戦線、そういう方式によつてあらゆる民主主義団体の中に潜入をいたしておるのであります。しかもその分子は、みづからは非合法団体の分子であるといふことを名乗つてはいけないうし、また名乗らないといふ方針でもつてやつてゐることは御承知の通りであります。でありますからして破防法案によつて取締りをいたそうとしましても、これらの最も心配される実害のあるところの部分には手が届かないのであります。そしてまたそれをあえてしようといひますならば、本法案の中におけるような調査その他の名のもとに、民主主義的な団体の中にむしろ監視と取締りの予防のために、全力を集中しなければならぬという皮肉な結果になつてしまふのであつて、言いかえますれば、これは特高警察的な対策にしかかへなければならぬのであつて、私どもはこれを最もおそれるのであります。

以上が大体私どもの反対せざるを得ない見解でございます。が、なお一言、この法案につきましては私どもも非常な不安を感じておりますことは、正常な労働組合の活動という言葉がございまして、ところが一体今日の正常な労働組合の活動とは、どういふものを意味するのかといふことが明瞭ではございません。ことに日本の労働組合運動は、御承知のように労働組合法に基いて、労働条件の維持向上を主たる目的としてやつてゐることは言うまでもございませうが、しかし日本の独立の達

成、そのための日本経済の自立の確立、こういうことのために、どうしても労働運動は自分の労働条件の維持向上のために、政府の施策あるいは国の政治のあり方、かようなものにつきましてもその意思を表示し、あるいはその実現のために民主主義的な方法を通じて努力をせざるを得ないのであります。でありますからして、こういう場合において、正常な労働運動というものはいかなるものとして内容を規定しようとするのであるか。このことがその問題のたび／＼に、常にこれらの実施に当たるところの権力者と、そして労働組合の当事者との間の衝突摩擦の問題になることが明瞭であります。しかも日本の場合におきましては、民主主義をほんとうに確立するためには、この労働組合が正しい政治の方針をもつて、それをしかも民主主義に徹した労働組合の闘い方の上に貫いて行くというこの線が確立されなければ、あるいは共産主義的な労働組合の方針、あるいはファシズム的な労働組合の方針、かようなものに対峙して、そして日本の民主主義を、労働者の立場において守り進めて行くという原動力になることができないのであります。こういう点からいいたしまして、特にこの条文の中において、今までの政府と労働組合との法案の成立過程におけるいきさつからいいたしまして、正常な労働組合運動については、これを適用するものでないという心構えが現われていることはけつこうでございまして、この内容は一体何を意味するかということをもつと明瞭にされる必要があるかろう、かように考える次第でござい

○佐瀬委員長 次は吉田資治君にお願いたします。吉田資治君も労働組合運動の御経験に基いた御意見を承りた

○吉田公通人 全日本産業別労働組合の議長をいたしております吉田資治であります。本日は総評の議長がおいでになる予定のところ、欠席になつておりますので、御意見が聞かれませんが、基本的な態度、すなわち条文の修正ではいけない、これは完全に撤回されなければならぬという点においては、総評におきましても、産別におきましても、完全に意見が一致している点であります。

この破壊活動防止法案は、しばしば問題になります。戦前の治安維持法とわめて似通つておりますし、場合によりましてはこれ以上の内容をはらんでゐるというふうに、われ／＼は考えておりますが、なお治安維持法におきましては、私はその被害を受けて参りましたので、実例を示す方がはつきりすると思ひますからお話を申し上げます。最初私が治安維持法にかけられましたときは、国体を変革し私有財産を否認する、こういう目的を遂行したということと逮捕され、投獄をされました。ところが第二回目に私が逮捕されたときは、私は妻と一緒に一年間、あの世界に有名な日本の警察の取締りに入れられた。今の取締りは少しくなつてゐるようですが、昔の取締りはそれこそ言語に絶する鬼畜にもひたしい取扱ひを受けたのであります。そこに一年間おりました。そしてやがて法廷に引出されました。このときの判決を受けました。このときの理由がどういうことであつたかと申し上げますと、私有財産を否認し、国体を変革する目的の予備行為としての人民戦線運動というものがあつた。その人民戦線の予備行為をした、こういう理由であります。これは今の常識ではおそろく了解に苦しむ点だらうと思ひますが、当時の政府が企図いたしましたれば、法律にないことをこのように拡張解釈と称しまして、幾らでも予備行為のまた予備行為のまた予備行為で弾圧ができるのであります。これは先ほど石川氏も述べられましたように、まづた無実の人たちがこの法律によつてやられたことは、もうすでに皆さんが述べられたやうであります。こういう状態でありまして、こういうことが行われて来た。こんなことはない。今度の政府は言われまじうけれども、政府の言明は信用できません。これは再軍備しないと言つて、どん／＼再軍備をしたり、民主主義を弾圧しないと言つて、い／＼な弾圧をやつたり、特高警察は復活しないと言つて、盛んに特高警察活動をやるのでありますから、こういう点で、われ／＼は体験の上から言ひまして、政府の口約束だけでは絶対信用いたさないことにしてゐるのであります。従つてこういうふうな人権を無視したやり方によりまして、いろいろな弾圧をいたしますが、私がもう一つ問題にいたしたい点は、こういう基本的な人権あるいは言論、集会の弾圧だけでなく、治安維持法が持つてお

も大きな関心を持つておるのであります。前からよく反共は戦争に通ずる、こういうふうになつておりました。治安維持法は反共をはつきり出しまして、戦争の道へ日本の国民を連れて行きました。今度少し戦法をかえまして、共産党の名前は一つも出ておりませんが、先ほどからい／＼述べられておりますように、これははつきりして説明にもあります反共を旗じるにいたしてゐることは、きわめて明瞭であります。従つてこれもまた同様に戦争への道であることは、現在日本に起きておりました／＼な事例が、これを示しておるのであります。再軍備の問題は、今申しました通りで、くどくは申しませんが、現在日本の基地からは朝鮮戦争に対する爆撃機が盛んに飛び出してゐる。これも事実である。よく日常見るところであります。さらにこの戦争におきましては、新兵器が續々出て、ナバーム爆弾であるとか、親子爆弾であるとか、最近におきましては細菌兵器が使われるというところが報道され、諸外国からはこれの禁止運動が盛んに日本の国民に呼びかけられてゐる。たゞ／＼三月の二十三日に、神戸の中日本重工におきまして、野田君という労働者初め原因不明の赤痢にかかりまして、そうしてこれがもう日本の中の医業ではなか／＼とめられない、どうにもしようのない細菌らしいのであります。しかもこれがどう

でもふえておる、こういう事実があつて、われ／＼労働組合の中では、これは今うわさになつてゐる細菌兵器のことがつちりではなからうか、これがすでに日本の国へ来ておるのではなからうか、こういうふうになつてゐる、そして

てこの調査団を派遣しようということさえ今問題になつております。これはわれ／＼の聞くとこゝろによりまして、単に臆測ではなくして、たとえ芝浦などにおきまして、被服を扱う人たちが強制的に注射を受けているという事実も、私どものところへ報告を受けてゐるのであります。これは単なる臆測ではないのであります。こういう事態が現在起きております。そうして日本の経済が、少くも東洋における隣国と平和な経済関係を結びまして、平和的に日本の産業を発達させ、日本の国民の生活を向上させる道を故意にふさぎまして、そうして戦争挑発を盛んにやるのであります。こういうふうな事例を考へてみます場合には、今度の破壊活動防止法案というものは、やはりかつて治安維持法がやりましたと同様に、大陸侵攻の足場をつくるための一つの準備工作というふうに、私どもは身をもつて感じておるのであります。この点は皆さんもい／＼御意見があると思ひますけれども、私どものこれまでの体験から言ひまして、どうしてもそう考へざるを得ない。従つてこういう立場から私どもは単にこれの字句修正、名前をかえて体裁をいくらかえてみましても、その中にひそんでおるその重大な精神はかわらない。従つてこれは完全に抹殺されなければならぬ、こういうふうな考へるわけ

それからなお私がその次に問題にいたしたいことは、この破壊活動防止法案が政府によつて立案せられ、議案にかけられて、今あらためてこれが問題になつて来ているのではないかと、この法案は実はもう

すでに実施されつつある、その実績がすでにかせがれつつあるという点であります。その点は、私どもが労働組合運動をやります場合に、労働組合法によつて認められておるにもかかわらず、たとえばストライキをやります。昨年の暮れでありますか、三越の店員諸君がストライキをやつた。そうして正当な権利であるピケット・ラインを張りますと、武装警官が出て参りました。これは営業妨害であるからピケット・ラインを解けと言うのであります。営業妨害するものがストライキなのであります。物を売らせない、あるいは物をつくることを阻止するのがストライキであります。それにもかかわらず、労働組合法によつて認められたストライキ権が、営業妨害なる言葉によつて完全に打破され、しかも武装した警官によつて蹂躪されてしまふ、こういう事態が現に起きておるのであります。こういう事態は、もう枚挙にいとまがないのであります。先日、たとえば東京大学におけるいろいろの事件につきましても、新聞その他の政府の発表によりますと、学生がみんな悪いことになつておりますが、警察がきめられた法律の範囲を逸脱し、あるいは協定を破つて、学園の自治をふみにじり、そして戦後きびしく定められておりました特高警察活動をやつておる、こういう非法活動を少しも問題にいたしません。そうしてこれに對して反対をする学生をつかまえて、暴力行為であるとか非法活動であるとかいうふうな非難をいたします。これはおかみかうさぎを食うのに、うさぎはたまらぬから、あと足で口のあたりをひつかいた。おかみはうさぎに向

つて、お前は暴力行為をやつたと言ふのと同様であります。自分の非法活動はたな上上げて、そうしてそれによつて被害を受ける被害者の人たちが、自己を防御する行動を非法活動と称しておるのであります。こういう事態がもう数えることのできないほど起つており、そのために労働組合運動は非常に大きな被害、打撃を受けておる。問題になりました昨日のメーデーの人民広場の問題にいたしまして、私は本質的には同じだと考えております。裁判所ですら、あの使用は禁止してはならないという決定をいたしておるにかかわらず、政府が強引にこれを阻止して、国民の権利を政府機関が無視してはばからない。このことをとがめずして、これに對して正当性を主張する労働者を非難するのは、本末顛倒である。しかも先ほどの警視總監の言葉にもありますように——これは関連がありますから少し述べさせていたいただきますが、外で「た」を起すと店や何かに被害を与えるから、あの広場に誘導をして、そうしてチャンバラをやつたんだ、こういうふうには言われた。これは非常に重大な問題である。ここに取締り当局の意図する、たぬきのしっぽが出ていると私は考へておるのであります。こういう考へのもとに人民広場へ誘ひ込んだ。そしてこれを弾圧しているのではありませんか。こういうことを問題にしないで、そうして労働者や学生諸君の正当な権利を主張することのみを言われるのは、本末顛倒である。いろいろこういうことが意図されて、この上立つて破壊活動防止法案というものが、問題にされつつあるのであります。

す。ああいう衝突でありますから、お互いの混乱は起りましようけれども、現に私どもの報告を受けておるまるところによりますると、ピストルで撃ち殺された人たちは、うしろから撃たれておるのであります。けんかを売つて撃たれておるのではなくて、追いかけて逃げるあとを撃たれておる。たとえば高橋正夫君、二十三歳、東京都の民生局に勤めておるこの青年は、一発で心臓をうしろから撃ち抜かれておる。先ほど労働大臣は、これはメーデーと関係ない、あるいは総評と関係ない、学生とそれから朝鮮人と、一部産別系の金属あたりが参加して、たというふうな報告されて、ほかの方には関係がないと言われました。しかし撃ち殺されたこの高橋君は、総評加盟の自治労協の組合員なのであります。こういう人たちがうしろからピストルで撃ち殺された。しかもこの死体の収容された病院においては、家族が来ておるにかかわらず、五時間も放擲して、検屍も何もしないという非人道的な処置がとられた。こういうふうなことをいまして、先ほどの警視總監、法務総裁並びに労働大臣の報告は、私ども聞いておまして、実に承知しかねるような一方的な報告であります。〔法案に関する発言ではないじやないかと呼ぶ者あり〕これは関連がありま

がでないほどであるという事実を、皆さんはよくのみ込んでいたいただきたいのであります。こういう事実の上に立つて、この破壊活動防止法案は、法律を無視し、法律を逸脱した政府の非法活動、さらに合法的に拡大しようというものが、この破壊活動防止法案である、こういうふうな考えです。従つて私どもはこういう法案につきましまして、単に修正ではなく、日本の国の将来を思い、再びあの戦争の惨禍に巻き込まれないために、われわれはこれに對する措置をしなければならぬ。これを通すことは、すなわち戦争への道であつたように、政党政派を越えた問題であると思ひます。自由党の諸君は破壊活動防止法案を通すことに熱心なようでありまが、これを通して日本の国民が再び戦禍に陥られるということになりますならば、かつての戦争の惨禍を思い浮かべられて、これは反省せらるべきではなからうかと私は考へます。私どもはもうそういう意味で、もしも法案をどうしても将来においてつくらなければならぬと言われるならば、その非法活動をやる不法官吏を取締る不法官吏取締法案とでもいうべきものを、まずつくらなければならぬのじやないか。日本の国民を弾圧し、労働組合を弾圧する、このような不当な破壊活動防止法案には、私は絶対に賛成することができない。日本の労働組合はかつて先月の十二日並びに十八日に……

○吉田公進人 もう終ります。十八日にやりましたゼネストにおいても、日本の労働者の決意というものは皆さんも御承知のことだと思ひますので、労働組合を代表いたしましてのこれに對する反対の意見をこれで終ります。

○佐瀬委員長 以上をもつて一応各公述人の意見の開陳は終了いたしました。各委員からこれらの御意見に對して質疑がありますので、通告によつて順次これを許します。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 簡潔に要を得て質問をいたします。まず鶴岡先生にお伺いをいたします。非常に行政法規の深い御研究をされておる、深い知識からわれわれの學ぶべき点がございまして、先生の學問的な立場からのお説をいたしましては、非常に肯定する点が多いと思ひます。そこで私は實際問題につきまして、一、二御意見を伺ひたいと思ひます。

先生はこの法案を否定なさると同時に、これにかわるべき何らの措置も御必要とお考えになられないのか、なるのか。それからもう一点、非常に法規的に御研究なされておると思ひますので、世界の各国の中で治安立法の制定されていぬ国はどこどの国であるのか、御見解を承りたいと思ひます。この二点であります。

○鶴岡公進人 第一の、この破壊活動防止法案にもし反対であれば、これにかわるべき法案を必要と認めないかという御質問に對しましては、私は必要ないと思ひます。これは現在の法制で十分にその目的を果すことができるのであります。

それから第二点の世界各国の治安立法の事情であります。私は詳細には

存じませんが、しかし治安立法と申しましたが、法律の規定の仕方は種々さまざまでありまして。ことに日本の新しいこの法案が手本として用いられている英米諸国における法案の形態は、これとは根本的に違つてゐるというふうな考えです。そういう点だけを申し上げます。

○田嶋(好)委員 念を押すようでございますが、先生の御研究された法規で、他の国の中で治安立法と称せられる法規の制定された国があるのかないのか。ひとつそれだけ先生の御研究された範囲で……

○鶴岡公述人 治安立法制定ということとは、世界の諸国で試みられてゐるというところは、私は否定いたしません。○田嶋(好)委員 それだけでけっこうです。

吉田さんによつてとお伺いしたい。たいへんに吉田先生のお説も学ぶべきところがあります。もう少し本治安立法の制定に關して、純理論的な立場から反對論を伺いたかつたのでありますが、いつも私たちが共産党諸君から議場で承つてゐる言葉を、そのままこの議場で重複されたような感じがあります。非常に残念に私は思つております。先生は御党籍はどちらにありますが、党に籍がござりますか。

○吉田公述人 それは関係がないと思つてお答えいたします。

○山口(好)委員 一点だけ菊川忠雄さんにお尋ねいたします。菊川さんの御意見はたいへん鋭健に伺いましたが、あなたはやはり現在のこの社会情勢下におきましては、暴力主義的破壊活動の存在することに對して、やはり何らかの処置が講ぜられなければならない

という御意見に伺つたのであります。しこうして今まで公述者のこの法案に反對する御意見としまして、現在醸成されるところの暴力主義的破壊活動なるものは、大体において政府の施策方針がよろしきを得るために、かような破壊的活動が行われることが主たる原因である、かように申されて、むしろ政府がこれを反省せねばならぬというふうな意見が多いように思われたいのであります。しかし現在存在する昨日のあのメーデーにおける暴力活動においても、われわれが看取できますように、これは正常なメーデーの大多数の参加者が、正しき行動をいたしておるにかかわらず、ほんの一部の者が何らかの外的指導によりまして、メーデーという美しき名をかり取つて、日におきまして、故意にその行動をいたすというところが存在したわけでありまして、ゆゑにその他を推しはかりまして、この法規の対象となるべき暴力主義的破壊活動なるものは、單に政治的貧困、国内の政治がさういふ情勢をもたらしたというふうなことでなしに、他にさういふことがなくとも、まことに暴力によつて事を決せんとする、無反省なる行動を醸成する外的原因が存在するに、われわれは考へるのがあります。この点はいかがでございますか、御意見を伺つていただきたいと思います。

○菊川公述人 お答えいたします。ちやうどわれわれが今空氣中の結核菌を吸つておられる、われわれ自身も十分の睡眠をとり、栄養をとり、健康であれば、結核菌がいかにばびこつてもわれわれにはつかないと思つて、その意味におきまして、いわんや共産主義運動その他の暴力主義的非法活動は、意識的な運動でございまして、それから、そこに乗すべき条件のない限りは乗じません。また共産主義者といへども、できれば平和的に革命ができることを好むに違ひないのであります。であります。それができないと今日断定をせざるを得ないところに、根本的な原因があるものであります。つまりさういふ希望を人間として持つにかかわらず、なおかつ今日の内外情勢において、さういふことができないというところ、ここに、暴力主義が生れてゐるのでございます。従つて單に一方に暴力主義的な運動が意識的、計画的に條件いかににかかわらず遂行されるとして、根本は何を申しまして、そこに乗すべきところの政府の施策、あるいは民主主義の育成擁護に對するところの欠陥、かようなものが十分に反省をせられねばならぬ、こう考へております。なお極端に申しますれば、私の考へはさういふ内外情勢のうちにおいて、日本が獨立しよう、第一歩をどうしようというところでありますから、破防法案などをつくるよりは、いつそのこと民主主義の原則のもとに、新しい国民の氣持を高めていく意味で、議會を解散してさうして總選舉する方が、はるかに共産主義運動を防衛する大きな道だと、さういふ考へを持つておるのであります。

○鶴岡公述人 日本現狀について詳細に分析することは、私のできるところではありませんが、しかし現在の刑法の建前というものは、現実には秩序の障害が起つたときに、これを取締ることができるようにはできてゐると思つて、新しい法案はさうではなくして、それを予防するために非常に応じたい、さういふ危険を惹起するかも知れないように行為を取締る、さういふ考へ方でありまして、その考へ方は私は日本の現狀から申しまして、さういふ考へ方ではない、さういふ意見であります。

○鶴岡公述人 日本現狀から申しまして、これは近い例で昨日の騒擾罪をとりまして、あなたも先ほどから警視總監なり法務總監から報告をお聞きになつたと思う。ああいう場合には現行刑法で十分あらゆる取締りができると思つて、予防ではあります。せんよ。今起つた現狀を見て、たとえば車の中で扇動した者があつたといふ。それはどこへ行つたかわかりませんが、現行刑法でさういふものをどうしよう規定でどうしてまかなえるか。またそれともさういふものは処罰せぬでいいという御見解でありますか。この点を伺いたい。

○鶴岡公述人 私は刑法の専門ではあります。今の御質問に對しては的確にお答えできるかどうかあやしく思つて、しかし騒擾罪で処罰することは、これは事實はよくわかりませんが、しかしこれは法の制の條件に該當する事實があれば、さうして現実の取締に對する教唆は、むしろ処罰することができると思つて、さういふ考へ方でありまして、あなたがお逃げになるなら議論にならない。

○佐瀬委員 静肅に願ひます。

○鶴岡公述人 現実には教唆によつて騒擾の事態が起れば、これは今言われましたように処罰できるわけでありまして、私はそれで十分だ、かように考へます。

○鶴岡公述人 扇動は、扇動は非常に広くなりましてから危険だと思つて、現実にはその行為を起させるような教唆であれば取締することはできる。これを扇動まで広げますとたいへん広くなる、さういふふうな考へております。

○佐瀬委員 田中堯平君。

○田中(堯)委員 まづ石川さんにお尋ねいたします。立法の動機に不純なものがあるから、賛成しかねるという理由をあげておられました。そこでちやうどお聞きするのですが、これは共産黨を罰するということならよろしいが、どうもさうではない、はたの者が飛沫を受け迷惑をこうむる、それで困るというふうな意味に聞かれましたが、さういふ意味でありますか。すなわちもう一ぺん言いますと、共産黨を罰するといふのなら、これは御賛成という意味でありますか。

○石川公述人 お答えします。私は共産党について十分研究したものではありません。従つて共産党は罰せらるべきものであるかどうかというはつきりした判定はつきません。しかし現実には、いさゝか騒擾が起つておることは事実でありまして、少くとも新聞やラジオの報道によりまして、党関係の騒擾が非常に多いということも聞いております。先ほどどなたかの質問にもありましたが、治安立法は必要ないかという御質問がありました。治安立法はどうであるかは知りませんが、治安の維持の必要はあります。治安を維持するためにはある種の手段がとられなければならぬといふことは、これは党であるとかでなくにかかわらず、だれの常識でもはつきりしておることだと思ひます。国民は治安が維持されることを希望します。ただその治安を維持するためには、騒擾をやつたその本人あるいはそのグループでないところの一般の人民が大きな被害を受けることは、これは耐えられない。ですから一般の人民、そういう騒擾に関係のない人間に被害の及ばないような治安立法ならば、われわれは考えることができる、こういう意味であります。

○田中(壽)委員 重ねてお尋ねします。実はだれも好んで騒擾をやる者はおらず、暴動をやる者もおらず、共産党といふところもそんなに好んでおりません。ところがこういうふうな情勢になつて来て、そうしてサンフランシスコ条約を初め、あの不都合なる行政協定並びにこれに基く国内諸立法といふことで、がんじがらめに国民が縛られて手も足も出ないといふことは、私が説明するまでもなくよく御承知だと思ひます。そこで共産党が宣伝などいたしませんでも、自然発生的にみな立上らざるを得なくなるわけですね。そこであつちにもこつちにも騒擾が起きます。お伺いしたいといふのは、そういうふうな民族が徹底的にいじめられまして、その民族自体が、自分が生きるためにはね返し——何とかしてじやまものをけ飛ばして民族の解放もやろうし、生活の安定も打立てようとする自然天然の生活力が起つて来ると思ひます。その結果が騒擾になつたり暴動になつたりすることを、どういふふうな評価なさいますか。これもやはり治安を乱すものとして、徹底的に取締るべしという御意向でありますか、どうでしょうか。

○石川公述人 お答えします。さつきも申しましたように、提案理由の中の暴力主義的破壊活動というこの定義は、ある人は暴力主義であると認定するかもしれませんが。しかしまた他の主義、思想を持つた人は、これは暴力でなく建設である、そういう解釈をするかもしれない。さつき私は申しましたが、そのこと自体が今の一部分のお答えになると思ひます。

○田中(壽)委員 菊川さんにお急ぎです。やはり今石川さんにお尋ねしたといふことは、私が説明するまでもなくよく御承知だと思ひます。そこで共産党が宣伝などいたしませんでも、自然発生的にみな立上らざるを得なくなるわけですね。そこであつちにもこつちにも騒擾が起きます。お伺いしたいといふのは、そういうふうな民族が徹底的にいじめられまして、その民族自体が、自分が生きるためにはね返し——何とかしてじやまものをけ飛ばして民族の解放もやろうし、生活の安定も打立てようとする自然天然の生活力が起つて来ると思ひます。その結果が騒擾になつたり暴動になつたりすることを、どういふふうな評価なさいますか。これもやはり治安を乱すものとして、徹底的に取締るべしという御意向でありますか、どうでしょうか。

○田中(壽)委員 菊川さんにお急ぎです。やはり今石川さんにお尋ねしたといふことは、私が説明するまでもなくよく御承知だと思ひます。そこで共産党が宣伝などいたしませんでも、自然発生的にみな立上らざるを得なくなるわけですね。そこであつちにもこつちにも騒擾が起きます。お伺いしたいといふのは、そういうふうな民族が徹底的にいじめられまして、その民族自体が、自分が生きるためにはね返し——何とかしてじやまものをけ飛ばして民族の解放もやろうし、生活の安定も打立てようとする自然天然の生活力が起つて来ると思ひます。その結果が騒擾になつたり暴動になつたりすることを、どういふふうな評価なさいますか。これもやはり治安を乱すものとして、徹底的に取締るべしという御意向でありますか、どうでしょうか。

同じ趣旨になります。あなたが、あなたの御説明の中に暴力主義的非法活動といふことを三回か言われたと思ひます。そこでお尋ねしたいのは、一体労働運動におきまして、全部が今日の法に照して合法活動としてやり得るものかどうか。時の政府なり支配階級はありとあらゆる力をもつて襲いかかつて来る。これに対して労働組合もまた労働者の権利を守り生活を守るためには、どうしてもそこに非合法である暴力主義といふような、そういう法規にひつかかりそうなことになりかねないまいか、どうですか。またそうではないに、正当なる組合の労働運動という範囲内で、十分に将来の労働運動がまかなえ、また民族の独立や解放という大事業が遂げられるとお考えでありますか。その辺の御見解をお話願ひたい。

○菊川公述人 重要な点であると思ひますから、率直にお答えいたしたいと思ひます。私どもは第一に非合法という場合に於いて、今日その立場によつて、同じ言葉であるが違つた内容をもつて言つておるということを、まず考えなければならぬのであります。たとえば共産党が常に言つておる非合法主義とは何だ。今日日本がアメリカの実質上の占領下にあることにはかわりはない。従つてこのアメリカの武力を背景とした力を対象として、共産党の運動の主体的な力を考えるときに、力が足りないから、その足りない部分を犠牲を少なくするために非合法活動をやるといふように共産党御自身の方針は決定されておるようでありませう。そういうしますと、要するに共産党は自分の力

○菊川公述人 重要な点であると思ひますから、率直にお答えいたしたいと思ひます。私どもは第一に非合法という場合に於いて、今日その立場によつて、同じ言葉であるが違つた内容をもつて言つておるということを、まず考えなければならぬのであります。たとえば共産党が常に言つておる非合法主義とは何だ。今日日本がアメリカの実質上の占領下にあることにはかわりはない。従つてこのアメリカの武力を背景とした力を対象として、共産党の運動の主体的な力を考えるときに、力が足りないから、その足りない部分を犠牲を少なくするために非合法活動をやるといふように共産党御自身の方針は決定されておるようでありませう。そういうしますと、要するに共産党は自分の力

が百パーセントになれば、みずからのやることは全部合法であるのだ、従つて相手のやることはすべて抹殺して、それは合法主義であるのであります。これはわれわれから言へば、根本的に民主主義の立場から言う合法、非合法の言葉とは内容を異にしたものであります。でありますからたゞいまお尋ねの内容につきましても、どういふふうな意味の非合法主義であるかは存じませんが、私どもが私どもなりの立場から申しますならば、われわれは民主主義社会の日本において、いかなる問題の場合においても、その原因あるいはやり方、これにつきましてもそれはその立場の相違によつて対立もあり批判もあることが、民主主義の本質から言つて当然であります。しかしながらそれがあつてゆえに、それを解決する手段として暴力に訴へるといふことは、民主主義下においては絶対にやつてはならないことでありまして、暴力を手段として行つたところの政治的行動を、われわれは非合法として排斥しなければならぬと考へておるわけでありませう。でありますからして私どもは今回のメーデー事件におきましては、メーデーに皇居前広場を開放させるように主張し要求することは自由であります。それが今間に合わないからといつて、みずからの力をもつてそれを占拠し、あえて騒擾を起すといふやり方は、共産党のやり方から見ると一体それが正しいとされるのかどうか。もしこれを共産党のやり方からして正しいとするならば、もし他のフアショ団体がこれをやつた場合に、これにまた正しいとされるのかどうか。そこに進歩的なものだから正しいといふ

○田中(壽)委員 もう一問だけお伺いいたします。今の点であなたの説明を聞いておりますと、政府なり支配階級なりがやつておることはみな合法である、すなわち既成の制度に基いてやつて行く、これに対抗して暴力をもつてしてはいかぬ、こういう説明に聞かれますが、これはあなたのゆたかな経験によりましてわかるように、常に政府側の方が官憲はたいいて法規を犯して彼等の方が暴力をもつてやつて来るわけでありませう。さつきも引例されました年末の三越の店員のストライキをこらんなさい。ピケット・ラインを張るなんてこれはあたりまえのことでしょう。それに対して営業妨害といふようなりくつにもならぬようなことを言つて、鉄かぶとが侵入して来てけが人を

○田中(壽)委員 もう一問だけお伺いいたします。今の点であなたの説明を聞いておりますと、政府なり支配階級なりがやつておることはみな合法である、すなわち既成の制度に基いてやつて行く、これに対抗して暴力をもつてしてはいかぬ、こういう説明に聞かれますが、これはあなたのゆたかな経験によりましてわかるように、常に政府側の方が官憲はたいいて法規を犯して彼等の方が暴力をもつてやつて来るわけでありませう。さつきも引例されました年末の三越の店員のストライキをこらんなさい。ピケット・ラインを張るなんてこれはあたりまえのことでしょう。それに対して営業妨害といふようなりくつにもならぬようなことを言つて、鉄かぶとが侵入して来てけが人を

出すようなことは、これは明らかに官憲の方が非法法活動をやつておるわけだ。それに対してそれは困る、おれらの正当な権利を侵害するじやないかと立ち向えば、あなたは非法法暴力主義と定義づけられるであらうしようが、私がお伺いしたいのは、そういうふう

のことは決して戦時的な目的のもとにやるところ、非法法主義の活動と混同されてはならないのであります。でありますから今日われ／＼は民主主義社会に立つております以上は、かような政治的な／＼な問題に対して、われ／＼国民大衆が持つておるところ

せんし、考えておりません。ことにあの法案のわれ／＼が見るところの結果につきまして、五つの項目をあげて意見を開陳いたしておるのであります。が、これはいづれも法務総裁その他の当局が言われますように、この法案のいわゆるバック・ボーンであり骨組みであります。でありますからこれを修正すること、これは、この法案を骨抜きにすることは、これはできない相談であることは明瞭であります。でありますからわれ／＼はこういう意味

○菊川公述人 御議論になる点は、恐縮でございますから遠慮したいと思ひますが、たとえば今御質問の中に二つのものを混同されておると思ひますので、私もそのことをわけてお答へするのがいいかと思ひます。一つは、個々の労働組合そのものが正常な労働組合運動として立つておる場合に、その個

てわれ／＼は、当面救済策としてとるところのやむを得ざる非法法の行為であるのか、あるいはそうではなくて政治的な意図のもとにやるところの非法主義であるのか、これが問題であるのであります。この点についての混同があるように思われますので、はなはだ明確な答えにならないのであります。が、私の考えを申し上げておきたいと思ひます。

○佐瀬委員長 本公聴会の議事はこれをもつて終了いたしました。委員長として一言ごあいさつ申し上げます。各公述人は長時間にわたり、かつ熱心に意見の御開陳を賜わり、本委員会における本法案に対する審議上、重大なる裨益を受けたことを厚く御礼申し上げます。

は、この法規は現在に合うということ、を十分われ／＼は認め尊重してかつておりますけれども、しかもその被害が当面あまりにも甚大であるがゆゑに、あえてやらざるを得ないのであります。従つてその責任をだれがとるかというのを初めから明らかにいたしております。そしてそれ／＼法の裁きを受けて、われ／＼はその処断に従うという方法でもつて、当面救済措置を講ずる以外にないのであります。こ

○菊川公述人 簡単にお答へいたします。私の意見は終始反対で一貫いたしておるのであります。十分に速記録をお調べ願ひたいと思ひます。なお修正ということは一言も私は申し上げておりま

次会は来る五月六日午前十時より委員会を開き、同十一時より法務委員会労働委員会の連合審査会を開会いたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十九分散会。

昭和二十七年五月十四日印刷

昭和二十七年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁